

第423回（定例）福崎町議会会議録

平成21年6月15日（月）
午前9時30分 開 会

1.平成21年6月15日、第423回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1.出席議員 16名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	宇崎壽幸

1.欠席議員（なし）

1.事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 澤田和也

1.説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	岡本裕	技 監	樋口和夫
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ くり 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	後藤守芳	水 道 課 長	豊國明紀
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	志水清二

1.議事日程

第 1 閉会中の所管事務調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
第 4 委員会付託

1.本日の会議に付した事件

日程第 1 閉会中の所管事務調査報告
日程第 2 質疑
日程第 3 討論・採決
日程第 4 委員会付託

1.開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。

日程第1 閉会中の所管事務調査

議長 日程により、閉会中の所管事務調査報告に入ります。

各委員会からそれぞれ報告を受けてまいります。

それでは、総務文教常任委員会から報告をお願いします。

東森総務文教 皆さん、おはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会から閉会中の委員会報告をいたします。

選挙後初の委員会を去る5月26日、町長、副町長、教育長、会計管理者、関係担当課長出席のもと、委員会を開催、各課から報告を受けました。

総務課からは、兵庫県知事選挙について告示日6月18日、投票日7月5日、任期満了日が7月31日。善意賞について、サルビア賞6名の方、クロガネモチ賞3団体との報告を受けました。新型インフルエンザ対策については、別紙により報告を受けております。エコスタイルキャンペーンについて、6月1日から9月30日まで実施するとのことでした。

企画財政課からは、定額給付金の支給状況。平成21年度経済センサス基礎調査について、調査期日を平成21年7月1日とし、事業所及び法人企業を対象に、資本金、従業員数、経済活動等の内容について調査する。平成21年度地域づくり推進事業について、JR駅前駐車場の契約状況について、競争入札等参加資格申請の受付状況、そして積立基金の状況、土地開発基金運用状況。6月定例議会に報告2件を上程したいとのことでした。

出納室からは、平成21年度4月30日現在についての平成20年度歳入歳出計算書並びに平成21年度歳入歳出計算書が提示されました。平成20年度用品調達基金運用状況について別紙により報告を受けております。

税務課からは、平成20年度町税等の徴収実績について、平成21年3月31日現在のものを受けております。平成20年度住宅資金貸付事業の収入状況、平成21年3月31日現在。そして平成21年度軽自動車税の納入通知書について、5月11日発付、6月1日納付期限で課税台数8,477台との報告を受けました。平成21年度町税等の集合徴収税の納入通知書について、6月16日発付、6月30日納付期限との報告を受けました。滞納整理対策委員会の取り組みについて報告を受けております。

学校教育課からは、新型インフルエンザの対応、次世代育成支援対策地域協議会設置要綱、全国学力・学習状況調査、平成21年度保育料と子育て支援センターの活動内容、平成21年度の児童・生徒、園児数及び保育所の入所状況が報告されました。

社会教育課からは、新型インフルエンザ対応について、平成20年度図書館利用状況、福崎町美術展の出展及び審査結果。大庄屋三木家修復整備について、別紙により報告を受けております。当面の行事予定、まつり運営委員会、町子ども会球技大会、郡子ども会球技大会、第36回福崎夏まつりの報告を受けております。

委員から、サルビア会館の管理について質問がなされ、サルビア会館の管理方法については、検討したいと。並びに、新型インフルエンザの対策としては、福崎町では発生していないということでありました。また、休校措置につきましては、8月末に補充を行うということでした。

定額給付金について質問がなされましたが、特に問題視することはなかった。

現場視察では、西中、福小、幼稚園の現在の様子を知ることができた。おおむね良好な状態で授業が行われていたことが確認できました。福小では、特別に支援を要する児童8名に対して、スクールアシスタント1名、介助員2名で対応しており、先生方の休む時間がとれないと校長より説明がありました。

町の対応として、本日ですが、1名の介助員がつけました。喜ばしいことであると思います。ただ、福小には、授業についていけない児童があと6人いて、別室で指導しています。校長も別室指導に参加しています。そういう状態で指導者の人数が足りないのは明白です。何らかの措置を当局に求めておきます。

以上で報告を終わります。

議長 次は、民生常任委員会から報告をお願いします。

石野民生 民生常任委員会から報告いたします。

常任委員長 5月27日、第1委員会室において、町長、副町長、住民生活課長、健康福祉課長、水道課長出席のもと、委員会を開き、各課の報告を受けました。

住民生活課から公害防止協定に基づく協議について3件ありました。1件目、IPI株式会社の21年4月30日付の公害防止協定に基づく協議については、外気取込装置の設置工事についてであります。熱発生による強制排気が行われ、工場棟内が負圧になっているが、この負圧を緩和するため、外気取込装置を設置しようというものであります。

配付資料1ページのとおり、屋上であるが、防音壁のある場所に外気取り込み装置を設置しようとするものであります。

2件目、クリケットジャパン株式会社の21年5月7日付の公害防止協定に基づく協議については、資料3ページ、4ページのとおり、製品収納量が増加するため、現状の建築面積830.20平米に323.83平米を増築しようとするものであります。緑地面積に変更はありません。

3件目は、5、6ページの株式会社マンダム福崎工場の5月12日付公害防止協定に基づく協議についてであります。設置後23年を経過していたコンプレッサーが6ページの理由書にあるように、4月15日ごろに電氣的な原因で故障、停止したことにより、圧縮エアーの量・圧を安定供給できなくなり、5月3日から6日の間に工事を行ったというものであります。4月24日に役場に報告があったとのことでした。7台あるうちの1台で、出力27キロワットから37キロワットになったが、これは27キロワットのものがないことによるもの。騒音計算値にも問題はありません。

以上の3件について、それぞれ質疑の後、1件ごとに採決を行い、結果、3件とも委員会として了承することとしました。

報告事項として、河鹿電気株式会社と21年3月2日付で公害防止協定を締結したとの報告がありました。

また、同じく3月2日、学校法人都築学園と公共下水道への接続に関して公害防止協定書一部変更にかかわる覚書を締結したとの報告を受けました。

さらに、資料7ページのとおり、凸版印刷の会社分割により、株式会社凸版パッケージプロダクツ福崎工場が承継したとの届出書が4月27日付で提出されたと報告を受けました。

また、ウシオライティング株式会社から、工業団地内の工場の名称を同社福崎事業所とする氏名等変更届出書が5月18日付で提出されたとの報告がありました。

子育て応援特別手当の支給状況について、予算額1,188万円のうち、1,0

00万8,000円を5月20日現在で支給しているとの報告が7ページに出ています。

第39回町消防団消防操法大会の団体成績について報告書のとおりであります。健康福祉課から、国民健康保険事業について、20年度の決算見込みを8から10ページの資料で説明を受けました。

5月28日の臨時議会の議案の国民健康保険税条例の一部改正について報告がありました。

7月1日から実施の町福祉医療費助成制度の新規事業、中学生の入院の医療費の自己負担分を助成するものですが、5、6月号の町広報及び隣保回覧で周知することです。

また、精神重度障害者医療費助成制度の受給者に入院、通院とも自己負担分を助成する事業については、対象者に個人通知するとしています。資料12ページに示されています。

巡回バスの20年度利用状況の報告が13ないし14ページに出ています。月ごとでは、14ページ左の表のとおり、増減があるようですが、19年度の総合計1万5,097人から1万5,209人と、全体では伸びています。

午前中の利用が多い傾向が見られるとのことで、利用状況の詳しい資料も次回提出することです。

文珠荘の20年度利用状況の報告が15ページの資料でありました。

前年度と比較すると、休憩で減、宿泊で増、入浴のみで増となって、全体の利用者総合計は4万7,066人で、前年度比2,733人の増となっています。

介護保険事業の要介護認定方法の見直しについて、16ページの資料に基づく報告がありました。4月から要介護認定の調査方法が変更されました。しかし、この変更で、これまでより軽度に認定されるのではないかとの不安が生じていることから、国会での議論を経て、厚生労働省では利用者家族の代表や専門家による検証・検討会を設けて検証を行うこととした。この結果が出るまで、希望があれば、今までの要介護度より軽く、あるいは重く認定結果が出て、更新前の要介護度のままにすることができる経過措置がとられています。町内で4月に40人の更新があり、うち24人が同じ結果、11人が軽く、5人が重くなった。そして、9人が更新前の要介護度を希望されたとのことでした。速やかに対象者、家族が安心できる認定方法へと望まれるところです。

新型インフルエンザ対策については、17ページに資料により説明がありました。委員から、秋に再流行のおそれがあり、正確な情報の入手や対応について要望が出されました。

水道課から18ページの資料で、20年度、21年度の工事執行状況の説明がありました。

また、この配付資料には添付されていませんが、町地域水道ビジョンが策定され、概要版が委員会資料として説明され、議会事務局に保管されているほか、町ホームページでも公開されています。

19ページには20年度の水質検査結果が示されています。

10月14日採取の福田水源地の原水で、クリプトスポリジウム等対策指針による検査で、大腸菌の検出がありましたが、10月28日に同水源地から採取した分では検出されなかったということです。

以上をもって委員会からの報告といたします。

議

長 次は、産業建設常任委員会から報告をお願いします。

北山産業建設 失礼します。

常任委員長 産業建設常任委員会から閉会中の調査報告を行います。

委員会を5月22日に開催し、町長、副町長、技監、関係担当課長出席のもと、各課からの報告を受けました。

産業課からは、3件の協議事項があり、1点目は、I P I株式会社の工場立地変更届であります。内容は、外気取込装置設置工事であります。委員から質疑はありませんでした。

2点目は、クリケットジャパン株式会社の工場立地変更届であります。内容は工場の拡張工事であります。委員からは、「100円ライター等が保管されているが、危険物扱いではないのか」との質疑に対して、「消防法第2条に指定されている危険物に該当しない液化ガスは、ブタンを低い圧縮で液化したもので、運搬利用される」とのことでした。

3点目は、株式会社マンダム福崎工場の工場立地変更届であります。内容は、コンプレッサーの更新工事であり、株式会社マンダム福崎工場から公害防止協定第4条において、事前に公害防止協定に基づく協定書を提出し、委員会の承認を得てからコンプレッサーの更新を行うべきだが、工場生産に遅延を来すために、4月24日に町と打ち合わせを行い、5月3日から6日の間で更新工事を行ったとの報告を受けました。委員から質疑はありませんでした。

以上、委員会として、3件とも全員賛成で承認しました。

次に、報告事項であります。平成20年度業務委託及び工事進捗状況についてであります。委員から「追加工事が余りにも増額しているが、増額は契約金額の何%範囲内までか」との質疑に対して技監から「基本は30%以内とじていますが、現場の状況、緊急性、補助金等との関係では多少増減がある」との回答がありました。

株式会社もちむぎ食品センター第20期事業報告について、委員から「今期の報告を見ると、予算目標に達していないが、町の責任はどう考えているか。また、この夏の中元で販売増長できるか」との質疑に対し、株式会社もちむぎ食品センターとしては、常に努力して、商工会とも連携して行っている。また、新型インフルエンザにより、観光客が減少し、売り上げには影響しているが、夏の商品、もちむぎそうめんを販売し、売り上げ増強を期待していきたいとの答弁がありました。

松くい虫航空防除事業では、委員「今回報告されている面積を拡張できないか」との質疑に対し「平成21年度、県との協議結果では、今回の報告が最大」とのことです。

次に、まちづくり課から報告を受けました。既設橋梁の点検が実施され、その調査結果報告書を提出され、本年度も引き続き調査をし、その後、調査結果をもとに長寿命化計画を作成していきたいとのことでした。

3月11日にユニバーサル社会づくり実践モデル地区の指定にかかわる関係自治会役員に対し、制度の内容、今後のスケジュール等を説明したとの報告がありました。

旧辻川郵便局は、県の景観形成重要建造物に指定されたとの報告を受けました。委員から「メリットがあるか」との質疑に対して、「県から建造物の適切な維持管理に関するアドバイスや外観の保存修景のために必要な費用の一部について助成が受けられる場合がある」とのことです。

続いて、下水道課から報告を受けました。工事執行状況報告では、長目雨水幹線橋工事後の事後調査で、隣接民家の塀が少し傾いているとの報告を受け、現地調

査を行ったところ、工事の影響が及んでいることを確認し、町としては、事後調査の結果を相手方に伝え、協議したところ、約1年間の経過を見た上で補償の対応をするとの報告を受けました。

川すそ川井堰関係の交渉報告を受けました。宮脇井堰管理者との協議が調い、覚書を交わしたが、井堰下流側にある八幡ポンプ場について、今後町・宮脇井堰管理者及び八幡ポンプ場管理者との協議を進める。また船津井堰の計画については、おおむね船津井堰管理者との合意は得られていたが、用地の交渉等、時間のかかる問題も生じており、引き続き交渉を進めていくとの報告を受けるとともに、長目雨水幹線橋工事の民家塀及び井堰の現状を確認するため、現地調査及び確認を行いました。

以上で、産業建設常任委員会から報告を終わります。

議 長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第2 質疑

議 長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。関係議案、担当課長等により複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

なお、議案第43号、議案第44号並びに議案第48号につきましては、本日、すべての議案に対する質疑を終了した時点で正式にお諮りをいたしまして、本日即決いたしたいと存じますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、報告第5号、平成20年度財団法人柳田國男・松岡家顕彰会事業報告についてご質疑がございましたらどうぞ。

2 番 前回、会員状況を教えていただいたんですけども、法人会員と個人会員の割合を再度教えていただきたい。

社会教育課長 現在、個人の会員数は、416名でございます。法人の会員につきましては、27団体となっております。

去年からの状況でございます。去年は、法人が27団体でございました。それが42団体になっておりますので、15団体ふえております。それで、個人は445名が416名でございますので、この分につきましては、29名の減となっております。

2 番 それでは、個人と法人の会費はどれぐらいなのでしょう。

社会教育課長 個人会員につきましては、1人1,000円でございますので、去年入っていただきましたのが416名でございます。しかしながら、3月以降に入っていただいた分は、翌年の12月まで有効となっておりますので、今回の徴収といましようか、更新にはお金を集める必要がないということでございます。その方が7人いらっしゃいましたので、個人会員につきましては、40万9,000円となっております。法人につきましては、同じような団体が1団体ありましたので、42団体から1団体引きまして、41万円の、計81万9,000円となっております。

2 番 次に、利用状況について教えていただきたいんですけども、20年度の4月から3月までの表をいただいておりますが、無料の方の利用が7月、8月、それから11月と、すごく多いんですけども、これは生徒さんとかいいますか。

社会教育課長 無料会員というのは、会員証を提示していただいて無料で入場された方を、カ

ウトいたしております。5月に多いのは、辻広場まつり等で来ていただいた会員の方が入ってきていただいたかと思います。

7月、8月は、恐らく子どもたちの夏休みにイベント等も開催しておりますので、そういった形で入ってきていただいた会員、11月も、去年でしたらイベントを開いております。講演会等に会員がきていただいておりますので、その分が無料となっております。

2 番 それで、僕もちょっと勉強不足で、数回しか行かせてもらっていませんけども、町外の方の利用というのは多いんでしょうか。

社会教育課長 今回の会員の加入状況ですが、約3割が町外の方となっております。特に、入館者数が町外の方が多いかどうかといいますと、そこまでは把握できませんが、ただ、講演会等では、町外、町内と、名簿等をつけておりますので、約3割、やはり町外の方がいらっしゃるという状況となっております。

議 長 ほかにございませんか。

8 番 松岡家顕彰会記念館のホームページを見てみたわけですが、これはいつから開設されて、どのような管理、更新になっておりますか。説明をお願いします。

社会教育課長 ホームページの開設につきましては、平成20年度事業で実施いたしました。実際、担当したのは、去年、記念館に在職しました木村学芸員が担当いたしております。ホームページには、会員募集、また柳田國男顕彰会の、それぞれご兄弟の紹介等をいたしております。今、事業予定等も挙げておりますが、新しい職員が今手間取っております、至急、事業計画につきましては変える予定としております。

8 番 今回の入館者の質問が牛尾議員からもあったんですが、改めて記念館へ行くという人は、多分町外の人が多いと思うんですね。町内の人だと2回も3回も、1回、2回行っておれば、そうそうよっぽどの新しい企画展でもないといけない。ということは、今はインターネットでの検索、例えば、辻川界限へ遊びに行くというたらどんなものがあるかということで検索されて、柳田國男のページを、町のホームページを見ると、一番トップに柳田國男の世界というのがありますね。そこから次に、見どころということで、柳田國男生家・記念館のページへ飛びますね。その下に、柳田國男・松岡家顕彰会記念館のホームページはこちらということでできてますね。それで今度、これ打ち出してるんですが、このページになっておりますね。それで、ちゃんとこれは5人の写真とか、いい写真ができておりますが、これはこれから見に行こうという人が見るためのものですね。例えば、ちょっと個人的ですが、私のホームページは、私がこんなことをしたということ載せるんで、古くてもう更新がちょっとおくれてますが、いいわけです。これは、これから見に行く人が行くわけですね。

ところが、これを見てみますと、今、更新がおくれていると言われたんですが、これは難しい更新じゃないですね。きょう現在でも、予定は4月、5月、休館日、いつですかいうて載っとるだけですね。もうきょうは何日ですか、6月15日ですね。6月、7月に見に行こうという人が見るわけですね。それで、わざわざ上にホーム、それから講演会、催し、ご利用案内、あればこれを見て、どんな催しがあるのかなということで見に行きますね。計画しよう。例えば、8月にこんなあるから、例えば神戸の団体で、こういうことに、文学的とか、歴史的に関係のある人は見に行きたいとか、検索するわけです。それに合わせて日程を組むわけですね。観光バスなんかですと、もう3カ月、4カ月、半年先ぐらいまで組まないといけないわけですね。会員募集は確かにきちっと載ってますが、みますと、講演会、平成20年度、六つあります。去年の5月31日、ことしの3月

15日、すべて赤字で終了しました、終了しましたで終わりです。じゃあ、催しはどんなんがあるのか、七つありますが、平成20年4月25日、タイトル「松岡映丘没後70記念展」終了しました。それから、ことしの2月、この報告の中にありますね、「ウシさん大集合」のイベントをした。で、終了しました。

きょう、6月ですね。木村さんがやめられて、かわられてから何ぼたつんですか。それに、この大体予定というのはもうわかっとるわけですね。それで、こんなページの、本当に行数にしたって、一つの催しが日と、タイトルと場所だけです。場所は、もう全部、生家か記念館かどっちかです。1時間もあつたらできるわけです。そういう細かいところをきちっとしないと、利用者がふえない。まず、その辺を思うんですが、これについて、課長、もう4月以降は課長の責任ですから。

社会教育課長

全くお恥ずかしい次第でございますが、一応、5月25日でしたか、理事会で今年度の事業計画を承認いただきました。それで、今回、一番初めに実施する事業は7月11日に小田富英さんの講演会の実施を予定しております。実は、ホームページのことも正直なところ、気づいておったんですが、そのソフトの扱い方が、全くわからないということで、早急にやってくれというような形ではお願いをしておったんですが、もう一度、至急対応するように伝えておきます。申しわけございません。

8

番 決算は報告となりますが、事業計画については、あくまで資料で報告ですので、これは別に何も先にしてもらっても、早く理事会開いてもらったりして、取り組んで、載せていただければ、それでいいもんです。だから、その辺の敏捷なるといふか、速やかなる、そういう対応を求めておきますが、なぜかといいますと、去年、入館者数が減ったと。その理由として、菓子博と、秋以降の経済不況が影響があったと言われたわけですが、じゃあ、具体的に菓子博でどのくらい減ったのか。あるいは菓子博というのは、何にも去年急に降ってわいたわけじゃないですね。もう何年も前からわかっておったわけで、大きなイベントが姫路であると、私、去年の一般質問で、菓子博直接じゃないですけども、姫路城へ来る人を逆にどれだけこっちへ呼び込むか。そういう観光的な質問もしたことあるんですが、そういう菓子博があると、それについてどうするかというような対応まで含めて協議とか、そういうのもされたことがあるかどうかと、菓子博の影響がどうなったのかということのをどのようにつかんでおられますか。

社会教育課長

菓子博の影響ではございますが、菓子博につきましては、4月下旬から5月中旬に開催されたわけでございますが、福崎町の、例年、去年でしたら、第2回となるわけですが、辻広場まつりというものを実施いたしております。そういった相乗効果もあって、たくさん逆に来ていただけるんじゃないかなと思っておりました。また、当然、菓子博の方にも連携して、そちらの方を利用したら、こちらの方が2割引になるというような制度もありましたので、その制度も乗っかかりました。しかしながら、当時の新聞等の情報を見ますと、特に姫路地域は宿泊地域、ああいったところは非常に伸びたわけでございますが、例えば、ここに書いてあるんですが、たつの市なんかでしたら、龍野歴史文化資料館、ここは大体7割減、また、うすくち龍野醤油資料館は、入館者数が前年の3割減というような形で出ております。福崎町でも、大体5割減にはなっているんですが、地域の井上郷土玩具館にも確認をしておりますが、大体5割ほど減っているような状況です。

8

番 そういうことになれば、菓子博の影響があんまりなかったと、わざわざ丁寧に理由として言いわけに菓子博使わんでも、これを合計しますと、上半期、4月から9月までと、10月以降と分けますと、9月まで、要は菓子博のあった時

期の合計というのは、あんまり減ってないんですね。下半期の方が大きく減っております。そういうことをきちっとつかんで、下半期が減ってるということは、理由としては課長の言われた、説明であった、経済不況で観光客が減ってるというようなことかと思うんですが、それは私が推測するんであって、じゃあ、そういうことに対して、これから、記念館、辻川界限、もちむぎのやかたも含めて、どういうふうに、こういう観光客の誘致を図ってするのか、そういうことをきちっと、それを、担当の嘱託職員に任せとんか、それとも本当に課長の責任なのか、あるいは理事長の責任なのか、だれが責任者で、どうして、どうきちっとしてるんかという、そういう体制はできておりますか。

町 長 最終的な責任は私にあるということは、もう明確であります。したがいまして、先ほど広岡議員が指摘された事柄については、私も即刻改めていくということですね。

同じような指摘を私も今度の記念館だよりでありますとか、そういった問題もひっくるめまして、広報のあり方というのは、未来志向でなければいけないのではないかという指摘もしたとおりであります。残念ながら、ホームページまで私が点検しておらなかったという点は、まことに申しわけなく思っておるわけでございます。これは、教育委員会あるいは、必要であれば、役場挙げて、少なくとも今週中には改革をし終わらなければならない課題であります。担当者がようしないのなら、町当局に助けを求めて、きょう中にでもやり切りたいと、そういう思いをきちっと私は伝えていきたいと思っているわけでありまして。

そして、私は、教育問題について、ある小説をずっと読んでおったわけでありましてけれども、その中で、最近書かれている新聞小説ですけれども、どうしても私たちは自分の責任というよりは、ほかの方に責任を転嫁してしまう傾向があるわけですね。ですから、これは私の思想的な影響が各課に乗り移ってそういうふうになったと思いますけれども、したがいまして、私の思いを変えなければいけないということでありまして。

入館料が減ったのを菓子博の責任に求めたり、自分たちの企画力の少なさによって減っているという、そここのところに深い分析をしなければ、今後の根本的な対策にはならないというのは明らかでありますから、そういった事柄について進めていかなければと、このように思います。

そして同時に、柳田國男・松岡家顕彰会理事会がそんなにたびたび開かれるというわけではありませぬので、ここを担当しております庁内における部署では、教育委員会になっておって、社会教育課が担当しておるということでありましてから、企画でありますとか、いろんな事柄については、常時教育委員会の社会教育課が責任を持つということでありましてから、本会議においても、改めてそのことを、理事会にそれをするというのも、もちろん最終的には理事会が責任を持つということではありますけれども、日常的にそれではそれが機能するような財団法人の組織になっているのかといいますと、そうではありませぬから、そういう点はきちっと見て対応すると、これはこれまででも指導してきたとおりでありますけれども、私の思いが伝わっていないということは、私の指示が不十分であるということでありましてから、私もしっかりと勉強をいたしまして、一日も早くホームページの改定もやりたい。

嘱託の職員がようやらないのなら、役場の職員もフル動員してでもやり遂げます。

8 番 ホームページにつきましては、一昨年ですか、保育所とか、後期高齢者医療制度の説明が悪いということで、指摘しまして、確かに色が紫から今度オレンジ

に変わって、かなりされてます。そういうのを一々町長がチェック、それは無理だと思うんですよ。やっぱり、町長の指示で各担当は、それぞれたくさんおられて、みんなそれぞれパソコン持っておられて見てはるわけですから、あっ、これはいうて直さな、それで直せない、どうしたらいいんかということ、担当から上へ上がってくる、課長に来る、それから教育長に来る、ちょっとこれ直さなあかんですけどもという、それが出ない。それが生きていない、つまり各担当の思いが、本当の熱意、それぞれ自分の部署を活気づける、そういう熱意でやっていかないと、企画にしても、何にしても、ただすればいいんだと。ただして、少なかったと。じゃあ、その理由は何や言うから、ああ、菓子博のせいだったということになった報告じゃないかと思うんですよ。だから、町長の指示が悪いじゃなしに、それを各担当がどうやって、それぞれの自分の部署の責任範囲をきちっとチェックして、よくレベルアップしていくかと、それをちょっと考えていただきたい。町長、副町長に求めておきます。そういうことをすれば、何もホームページが一々、細かいことをどうのと言わないでも、それぞれが新しい、もっとこういう新しいページ、どんどん本当は変わっていかないといけないわけです。そういうところから新しい企画、また新しい集客方法、アイデアが出てきてふえるかもわからないわけで、まずそういう細かいところからきちっと自分の担当の思い、それぞれ担当、自分は今何のためにその担当におるんだということから見直していただきたいというふうに求めておきます。

議 長 ほかにございませんか。

1 1 番 地方自治法243条の2項というのはどういう内容でしたか。

社会教育課長 243条の3、2項でございますか。この分につきましては、一応、自治法には普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならないとなっております。

ここで、第221条の第3項でございますが、この3項につきましては、普通地方公共団体が出資している法人で、政令で定めるものというような形になっております。

1 1 番 毎年この貸借対照表について質問をしておるんですが、なるほど、全く一般的な財団法人についての貸借対照表については、貸方に相当する分については、正味財産という、記述の仕方が認められておると思います。これは皇族とか、特別な資産家とか、そういう人たちにはその財産が散逸するのを防ぐために、法人をつくって、すべてを寄附という形でやって、そういうことで残していくというものから、さまざまな財団法人があろうと思いますけれども、そういうことだと思います。

当該財団法人につきましては、そういう形ではありません。福崎町が基本財産のうちの現金2,500万円について出資をしており、町の決算書におきましても、町の財産の中の出資及び出捐金等の中の一つの項目として、2,500万円が掲げられております。

それでは、当該団体の正味財産の中の2,500万円については、そういう出資を受けたものという記述がないと思うんですね。これはもう全く寄附を受けたものと同じ扱いになっていて、福崎町は、寄附をしたのだから、もう福崎町の権限というものは全くないという感じの決算書ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

今後、数年の間に財団法人のあり方につきましては、方向づけをしなければならないという時期に立ち至っております。したがって、そのところは、どうな

のかと、そういう点で毎年、いつもこの正味財産の部分について、そのあり方を質問しておるわけです。品物及びお金について寄附を受けたもの、あるいは出資を受けたもの等につきましては、この正味財産の中に分類して記述をすべきではないかと私は思うんですね。定款に当たる寄附行為という文章についても、それらの点について明言をしておかないと、後々おかしなことになると思うんですが、基本的にもう存在、この法人と福崎町との関係において、根本的なところで矛盾が生じておるのではないかとと思うんですが、いかがですか。

社会教育課長 貸借対照表につきましては、今、小林議員の指摘がございましたように、正味財産、いわゆる純資産の分は正味財産で一くくりにしております。しかしながら、これは、公益法人につきましては、会計基準が決まっておりますので、この分類については、正味財産につきましては、指定正味財産と一般正味財産と二つに分けて書きなさいというような形で決まっております。この分につきましては、18年4月以降の事業年度から速やかに移行していきなさいというようなところでございます。

しかしながら、福崎町につきましては、管理規則で、福崎町の会計規則によって実施をするという形で、記念館の管理規則には決まっておりますので、いわゆる簿記の仕分けの会計をやっておりません。したがって、正味財産一本になってしまうわけがございまして、今言われますように、福崎町が出資したお金は、本来でしたら指定正味財産の中の出資金となるんですが、そういうこともございまして、今のところ福崎町から出資したというのが表に出ないという状況になっております。

1 1 番 現行の財団法人の規定、一番もとになります、普通で言えば定款、これでは寄附行為という書類ですが、これから言えば、民法に拘束されるわけでありまして、仮に、たった今、この法人を清算するということにした場合、通常の財団法人の場合は残った財産は国なら国に寄附をするということになってしまうと思うんですが、今解散したら、現行の規定の中では、2,500万円は福崎町に返ってくるんですか。それとも国に召し上げられるんですか。そのところははっきりしといてください。

社会教育課長 今、解散したらというような話がございましたが、解散するときには、やはり手続が必要でございまして、そういったときに、残余財産につきましては、これはどういうふうに、どちらの方へ、いわゆる帰属するのかというような話が出てくるかと思っております。

今新公益法人の制度改正がございまして、新たな法律のもとでは、5年間を過ぎますと、何もしない場合、自動的に解散になりまして、国の方へ帰属してしまうというような形にはなっておるわけですが、当然、その残余財産というものは何かという話になってきます。それが福崎町が出資した2,500万円というような形になりまして、その財産がそのまま残っている場合は福崎町の方へ帰属されると考えております。

1 1 番 議会ですから、答弁のあり方につきましては、考えておりますというのではなく、何々という法律なり、どういう条例、あるいは法令に基づいて、こう考え、判断しておると、そういう答えをしていただかないと、お答えをされる方が個人的に考えておるといって答えても、これは議会における答えにはならないと思っております。その点は、根拠はここにあると、私がここで答弁する根拠はここにあるという、その根拠を明確にさせていただかなければならないと思うんですが、いかがですか。

社会教育課長 福崎町から出資をいただきましたお金は、あくまで出資金でございまして、出資

金といいますものは、当然出資した者に権利がございます。それが、逆に、元本を下回って、最終的に残金が2,500万円を切ってしまうということになりましたら、当然、そこでその残余財産についての割り当てというのがあるかと思えます。

しかしながら、財団法人につきましては、今のところ負債はございませんので、そのまま残っておるわけでございますが、企業関係、株式云々の関係では、全部返ってくると思えます。

- 1 1 番 中途半端な勉強のままで質問をする、中途半端でわからんから、質問をするわけですね。わかついたら質問しないわけですが、まあ不思議だなと。福崎町の方では出資という扱いになり、法人の方では、もうみずからの財産としての扱いになっておるといふ、この点が非常にまず不明瞭であるということですね。

この会計簿を見ますと、役員会の費用は予算ゼロ、決算ゼロとなっておりますが、理事会のほかにどんな役員会があるのかどうかということもよくわかりませんし、評議員会というのは、構成するとありますが、この評議員会というのもしやられた形跡がないしということ等、いろいろ、そこら辺を言っておれば、細かいことですが、いずれにしても、法人と町との関係について、いわば町がそれ相応の、毎年の補助金も含めてずっと支援をしてきたということを含めて、いわゆる福崎町の外郭団体的なそういう部分のところは、明確にしておく必要があるのではないかというふうに思うんですよ。今は理事の中で、そんなにむちゃを言われる方はないと思うわけですから、済んでいっておると思えますが、これが何かのときにこじれると、何かすっきりしないような形になるのでないかと思っております。そんな意味で、いま少し、基本的な部分からの検討方を求めておきたいと思えます。

町 長 答えが要るようですから、そのように検討させていただきます。

町 長 ほかにございませんか。

- 9 番 ホームページの話から、財団法人の位置づけについて、ご質疑があったかと思えます。私は基本的には、財団法人、柳田國男・松岡家顕彰会ということでございますので、それぞれ理事、幹事がおられますし、立派に機能をしておれば、議会の方でそんなにいろいろとお尋ねをしてどうこうという必要もないんじゃないと思うわけですが、今回も出ております報告第5号、全部資料を見せていただきました。説明資料も新しい年度の計画等が出ておまして、これもいただきました。これを見る限り、よくわからない。これで問題もなく、理事会が終わったんやなという疑問を持ちました。そういうところから、私が見えないところを少し細かい話になるかわかりませんが、そういうことも含めながらお尋ねをしたいと思えます。

まず、事業報告で、1ページ、2ページ、入館者数なんかも含めると3ページまで、ずっと報告がなされております。私は、20年度の事業計画は、今年の6月議会でどういう提示がなされておったんかというのを見てみました。そうしますと、20年度の事業計画では、1番は記念館の内容充実ということで、(1)に入館者増の対策というものがございました。それは、会員募集であるとか、他施設との連携、特別展の実施、JRを利用した入館者の誘致、その他という表現がございました。2番目に生家及び記念館内外の整備、3番目に文化的事業の推進ということで、「講演会」、2番が催し、3番ホームページの開設、4番所蔵品の資料整備、5番会報発行、6番販売出版物の作成と、これだけ20年度に事業計画として提示をされました。恐らく理事会でも決定されたものと思えます。

先ほどの広岡議員の質疑にありました入館者増の対策、事業計画に上がっておったわけですが、残念ながら、入館者数は減少したということですね。私は、先ほど町長が答弁の中で分析という言葉が発せられましたが、果たしてきちんと分析ができておるのかどうか。よく言われますように、PDCAですね、プラン・ドゥー・シーね、シーがまさしく分析だと思うんですね。計画はできました、実行はしとるのとしてへんのとあります。チェック、チェックがちゃんとできておるのかどうかということなのです。

中で、今言いました入館者数の増につきましては、私見てみましたら、上半期、昨年よりも65人減っています。下半期が306人減っています。したがって、菓子博は先ほども広岡議員が言っておられましたように、もうずっと以前から計画があつて、よくみんなが承知をしておることでございまして、景気の悪化ということですが、これとて、特に年末からだろうと思います。実際に、前年と対比してみますと、1月、2月に、それぞれ前年が321人、267人であったものが105人、107人、3月は前年よりも増えています。352人が421人になって、増えておるんです、20年度の方が。全体では300何人下半期減っていますけれどね。ですからもうちょっと、私が簡単に見てみましても、そういうことですので、単に、景気が悪かったんです、菓子博です、ということではなしに、もう少し緻密な分析が要るのではないかと思います。

それと、昨年度の事業計画の、2番目の項目であります生家及び記念館内外の整備と、きちつと事業計画で上がっているわけですね。それで、これを3ページからあります収支会計決算書を見せていただきました。そうしますと、7ページに事業費と、大括りに、法人費と事業費ということで、後で出ています、7ページの事業費ですね、ここを見ますと、工事請負費ということで、記念館周辺整備工事費、生家補修費、諸施設費ということで、項目が上がっておるわけですね。決算額ゼロ、まさしくこの事業計画に上がっておるものがゼロと、何もやってないということなのです。

3番目の文化的事業の推進ということだったんですが、販売出版物の作成ということが明記をされております。これについても、本年度の事業報告を見てみますけれども、一向に、どこにも記述がない。なおまた、この3番目の文化的事業の推進のところ、所蔵品の資料整備という項目が上がっておるんですが、これもどこでやられたのかどうか、これについては昨年も私お聞きをしておりまして、もう既にいろいろ資料があるから、必要がないのではないかと、どういうふうにしてするんですかというような私はお尋ねをしております、昨年。それで、お答えは、柳田國男の関係のものについては地主喬氏、松岡映丘関係については神戸大学に委託をしまして、調査をするんだということでした。

私は、データが既にあるはずですから、そういうものはもう必要ないのではないかと申し上げてまして、毎年監査がなされておれば、きちんと帳面と実際の収蔵品が合っておるのではないかと申し上げました。まさか、減っておる可能性かあるということですかということをお尋ねしました。町長は、理事長の立場から、町長が理事長に就任をされて、年月が非常にたっておりまして、その可能性なきにしもあらずという答弁でした。したがって、理事会で協議をしていただいて、決定していただいておりますので、この調査等、資料整備をやるんですという答弁でした。私は、この資料等は非常に重要なものだと思いますし、そういうお尋ねをしておるわけですが、今申し上げました生家及び記念館の内外の整備、所蔵品の資料整備について、今の神戸大学と地主氏の調査関係ですね、販売出版物の作成、これらについては、この報告書の中に1字も記述がありません。

議 長 こん。これで何ゆえそういうふうになつとるのかお答えをいただきたい。
長 質疑中でございますが、しばらく休憩いたします。
再開は、11時といたします。

◇

休憩 午前10時40分

再開 午前11時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。
社会教育課長 お答えさせていただきます。

まず、生家及び記念館内外の整備でございます。この分につきましては、お金では上がっていないんですが、実は天理教の団体、また、いなみ野学園のボランティアグループの方に、年数回、木を剪定していただいたり、清掃していただいたりしております。

また、記念館内ということで、備品には上げさせていただいたんですが、資料室がございます。資料室に金属の書架を8連購入をさせていただきました。それが、内外の整備というような形で上げさせていただいております。

それから、販売出版物の作成でございます。これは、棚卸額のところにも上がっているんですが、今、記念館には販売物品として、7品目置いております。原郷アルバム、食料名彙、講演記録集、これが冊子になってます。あと、絵はがき、色紙、それから漫画本、絵馬でございます。前回、この事業計画で上げさせていただいたのは、原郷アルバムが残り少なくなっていたということで、今年度、20年度に購入しようというような形で計画をいたしておりましたが、いか悪いか、それが余り売れませんで、2月時点でも大分残っていたということで、減額をさせていただきますして、今年度印刷製本費でその分また上げさせていただいております。

それから、調査の件でございますが、神戸大学の松岡映丘の調査につきましては、平成19年度で完了をいたしております。ただ、柳田國男またそのご兄弟、映丘を除く分につきましては、図書等、いろいろ整備をしていただいた関係で、書類がミカン箱に入って、非常に点在しておるといふところもございます。そういったところとか、國男さん直筆のものから、初版本、非常に大事な本から雑誌類、非常にばらばら、必要であるような本と、通常私たちが買うような雑誌類もあるということで、そういった整備をしていただきました。そういった中で、特に柳田國男関係の本につきましては、その利用ということで、例えば一般の人が来られたときに、この本の中にはこういったことが書いてありますよとか、そういった内容を少し表に書いておりましたら、来られた方にも非常に便利じゃないかというようなアドバイスも受けております。今言いましたように点在しておりますので、大事な本、それから特に柳田國男の直筆でございます原稿につきましては、常設展で展示しております。その分につきましては、インクで書いておりました、もう非常に文字が消えておるといふことで、これは至急、暗いところで、乾燥したところで保存しなければならないというようなことで、ことし桐の箱を買ったようなところもございます。そういったアドバイスを受けながら、今年度、21年度事業では常設展のリニューアルということを考えております。今までの調査に基づいたリニューアルでございますして、この分につきましては、昭和50年度から開館いたしまして、今まで一度も常設展につきましては変えたこ

とがないというような中で、ことしは、そういったものを変えながら、入館者数等の増を図りたいと考えております。

- 9 番 それぞれの昨年度の事業計画について経緯の説明が今あったわけですが、私がお尋ねをしましたのは、何ゆえそれが事業報告の中に記載をされていないのかということをお聞きしたんです。質問に対する答弁をしてもらいたいと思います。もう1回どうぞ。

社会教育課長 20年度の事業報告ということで、今ご指摘がございましたような形で書いております。本来でしたら、言われますように、事業計画があって、その分に対してどうしたというような形で書くのが本来かとは思いますが。しかしながら、今年度の事業報告なり、事業計画をつくる時に、その寄附行為といいましょるか、柳田國男・松岡家顕彰会記念館の設置目的のところに、柳田國男・松岡家顕彰会が実施する事業というところがございます。その事業を見ますと、柳田國男・松岡家顕彰会として実施できる事業というのは、講演会、また展覧会、それから資料の収集等でございます。本来そういう形で改めた方がいいかなと思ひまして、このたび、改めて事業計画なり、事業報告をつくりました。そういう形で、事業計画、当初の20年度の事業計画に対して結果というのが抜けているというようなところかと思ひます。申しわけございませんでした。

- 9 番 20年度の事業の報告を、先ほど答弁いただきましたけれども、それぞれの説明、経緯等を。私は、今の答弁にも無理があるんじゃないかと思ひます。どなたかの団体で周辺の整備を、草引きや何かをやってもらうんだというのが、生家及び記念館内外の整備だということをおっしゃるんですしたら、毎年やっていただいとんでしたら、この21年度の事業計画にきちんと上げておくということが大事ですね。そうじゃないですか。

例えば、内外ということで、桐の箱を買うたとか、書架を買うたとかいう答弁でしたけれども、これは、備品購入費のところでちゃんと上がっていますよ。ですから、きちんと項目で周辺整備ということがあるわけですから、私はちょっと今の答弁では無理があるんじゃないかと思ひます。一般的な私の常識の範囲ですけど。

それはそれとしまして、それでは、お尋ねをするんですが、この財団法人の柳田國男・松岡家顕彰会は、日本は法治国家でございますので、法にのっとって、それぞれ事務が進んでいくんだと思うんですが、この財団は、何という法律のもとに運営がされておるのか。特に、監査ですね、監事が3名、署名押印をしておられますけれども、ここのところをお聞きしたいので、まずどんな法律にのっとって進められておるのか、お聞きをします。

社会教育課長 この根拠法令といいましょるか、新しい法律が公益法人の制度改正3法というのが昨年度の12月1日に施行されました。しかしながら、5年間というのは、当財団につきましては、特例法人となりまして、5年間は前の法律でいくというような形で、民法34条で位置づけられます法人でございます。

監査につきましては、民法の第59条に監事の職務が書いてございまして、法人の財産の状況を監査すること、理事の業務の執行の状況を監査すること、財産の状況または業務の執行について定款もしくは寄附行為に違反し、または著しい不当な事項があると認められるときは、主務官庁に報告することというような形で書いてございます。

- 9 番 それは恐らく民法ですね。5年間は旧の民法を適用してやる。今、まさしく課長が答弁をされました監査の仕事ですね、59条を朗読されましたですね。それがきちんとこの監査報告書に明記されておるのかどうかお答えください。

社会教育課長 資料の12ページに監査報告書をつけております。この内容につきましては、

詳細なところは書いてございませんが、21日、1時から大体3時間30分ほどかかりまして、各書類、また記念館内外の備品で購入したものとか、そういったものを確認いただきました。

また、当然この財務諸表につきましては、いろいろな質疑がございまして、そういったものにお答えしながら、次年度の計画また当年の事業計画等につきまして、いろいろ相談、指摘を受けながら、回答をさせていただきました。

- 9 番 今、先ほどの答弁で59条には、監事の仕事の内容が明記してございますね、課長、今、あなたが読まれましたでしょう。それで、1号は、法人の財産の状況を監査することということですね。これは、まさしくこの監査の報告書にありますように、会計決算につき、という記述がございまして、今るる説明されたような、2時間か3時間か知りませんが、質疑応答がなされて、監査がなされたというのはわかるわけですね、ここにきちんと載ってますから。次のところですよ。業務執行の状況を監査すること。2号に、今、あなた読まれましたでしょう。これはどこに報告がありますか。

社会教育課長 一応、事業の業務の執行というところではございますが、1ページ、2ページに事業報告書をつけております。そういったところも一緒に見ていただきながら、そのときの事業の参加状況等々を話をさせていただきました。

- 9 番 先ほども言いましたように、監事の仕事の内容ということで、法律にちゃんと明記がしてあるわけですから、私はその対象になっておることは、きちんと監査報告書の中に明記をされてしかるべきだ。昨年も私お聞きをしておりますし、教育長が昨年は監事をされておったと記憶をしておりますけれども、いろいろ聞きましたということをお場で、答弁でなされました。しかし、そういうことを、昨年度も指摘をしとるわけですから、特に事業運営の監査について、そこまできちっと法文を理解しておられるのであれば、知らなかったら、これ仕方がないんですが、よく理解をされておって、なおかつ監査の報告書にはそういう記述がないということですね。この後の県町土地開発公社事業報告には、きちんと監査のところにもそういうことまで書いてあります。見ました。

教育長、どう思われますか。

町長 12ページの監査報告に、次のように書かれておりますので、私は、これでいいと理解をしているわけです。平成20年度会計検査につき、関係書類に基づき、監査を行ったところ、適正かつ処理されていることを認めますということは、会計監査も行政監査もひっくるめて監査をしたと、書類を出して監査してもらっているわけですから、そう私は理解をしているわけなんです。ですから、一つ一つ、それは町に置かれている物事の状況でありますとか、そういうものから判断をいたしますと、私はこれでいいのではないかと感じております。この中には、吉識議員が指摘されることもひっくるめて、監査は適正であったと述べておられるわけでありまして、監査委員を責めるということには当たらないのではないかと理解しております。

教育長 監査の仕事の内容の2番目のところの業務執行状況の監査であります。文言での報告は非常に簡単ではありますが、口頭で非常に詳しく課長の方が監査委員に説明しております。ちょっと、簡単過ぎたかなという気はするんですけども、十分な報告、これはしております。

- 9 番 今、町長の答弁は、20年度会計監査につきとかいうことでしたが、よう見ていただきましたら、決算につきという記述ですね。会計決算につきいいますと、対象は一般的には、損益計算書と貸借対照表ですね。ですから、その二つの調書がきちんと適正に処理をされている、こういうふうに理解をするのが私は

一般的ではないか、どんな本見ましてもそういうふう書いてございますが、いかがですか。

町 長 それはそのとおりであります。先ほど言いましたように、これまでの慣行で、そして今日もそんなに変わっていないという状況のもとで、すなわち物すごい大きな会計監査、それは吉識議員の言われるのが、それはもつともだと、これを否定するつもりは毛頭ありません。しかしながら、物事には当然、レベルというものがあるだろうと思っておりますが、小学生に大学生の問題を解けという形で物事を論議しても、そんなに意味のあることかなと思っております。

吉識議員の指摘は、十分指摘として受けまして、今後の反省点としてやらせていただきたいと思っております。

9 番 お言葉でございますけれども、これは財団法人柳田國男・松岡家顕彰会です。決してカラオケの同好会とか、何かの同好会の収支の報告ではないわけです。先ほど、休憩前にも小林議員の方からもありましたように、町としても2,500万円の基金を出して、なおかつ毎年補助金を出して、昨年度から人件費も町の方から職員を派遣するというのをやっておるわけですね。そういう観点から考えますと、少なくとも、今私が申し上げておることは、きちんとなされるべきであろうと。町民にどういうふうに説明されるんですか。

町 長 先ほども申しましたように、不十分さについては十分反省をいたしますし、吉識議員の言われるのは間違っているとは私も思っておりません。ですから、ここでそういう点については、来年度改めていくことにはいたします。しかし、今論議されておりますのは、理事会で承認された事柄についての報告事項を報告しているわけでありまして、その報告事項について正直にその当時の報告をしているのでありますから、その不十分さについては、今後改めていくと申しております。ですから、私は、不十分さについては来年改めるとしても、報告事項まで間違っているとは、私はならないのではないかなと思うんです。

9 番 来年から改めるという答弁でございますので、期待したいと思います。

ただ、私が思いますのは、今年度といいますか、21年5月21日に監査をされました監事は、元議員ですね。ということは、最近の様子から見ますと、恐らく副理事長であろうと思っておりますし、次の井奥さんという方は私よく存じませんが、その次の監事の尾上正彦氏ですね、この方につきましては、以前の町の収入役でした。そういうふう非常にこれまでによく財団法人の事業もご理解をいただいておりますので、なおかつ監査ですね、監査についてもたたくさんの知識と経験をお持ちの方だと思うんですね、私は。ですから、そういう意味からしますと、非常にこの監査報告書は残念なものであると思っております。

やはり、口頭でということになしに、きちんとした書類をつくって、示すということが私は当たり前のことだろうと思っておりますので、その辺を求めておきまして、もうちょっと細かいことを幾らか聞きたいと思っております。

定期預金の利子収入が前年に対して減っておったように思うんですが、この予算書、説明資料の2ページ、前年度11万5,000円やったやつが、21年度の予算は9万5,000円になっておる。基本的に、そんなに減る要因がないのではないかと私は思うんですが、これの理由をお示してください。

社会教育課長 実は、20年度の定期から今回新たに定期に入る、予算で上げて分ですが、利率がやはり変わってきております。実は、前年度でございます20年度の決算では、但陽信用金庫で0.5%、JAで0.5%、それから姫信で0.4%、JAは500万円を預けておりますので、合計11万5,000円となっております。今年度の予算に上げておりますのが、この定期預金というのは、3月31

日で満期が来ます。そのまますぐに新たに、その31日中に入っておるわけ
でございます。実は、利率でございますが、但陽が0.5%が0.1%減りまして、
0.4%でございます。それから、JAが0.43%でございます。それから、
姫信が0.25%ということで、実は姫信には去年並みですとお願いをしたん
ですが、どうしてもできないと、利率が0.35%で初めされたと思います。1,
000万円でしたら、0.35%しか出せないということで、再度お願いしたん
ですが、それしかできないということで、財産目録を見ていただいたらわかる
かと思いますが、去年、姫信に1,000万円預けておったのを、JAの方へ1,
000万円変えております。その分、減らさせていただきまして、結局、姫信
は500万円ということで、利率が0.25%となりまして、合計この利率とな
っております。

- 9 番 同じように、補助金収入ということで、町補助金が250万円から320万円
に増額の予算が計上されとんですが、摘要には運営補助金となっております。
その下に、括弧として指定寄附金を含むということですね。1点目は、何ゆえ
70万円ふえるのかということと、320万円の中に指定寄附金は幾ら予定を
されておるのかということをお答えください。

社会教育課長 指定寄附金につきましては、当初、財団法人の寄附金収入に上げたかったんで
すが、去年の実績報告でもお話ししましたように、損金算入、寄附金控除の関
係もありまして、福崎町を通じて、指定寄附でされるということで、今回、当
初予算としましては、福崎町の補助金の方へ指定寄附金を含めており、その額
は、20万円でございます。町からの補助金は50万円増額をさせていただきました。
これは、実際、ここ数年記念館の事業を見てきておりまして、裏の歴史民俗資料館等を比べまして、職員1人で張りついておるような状況では、な
かなか事業とか、資料収集等に、1人では非常に難しいところもございまして、
町の方へなんとか賃金を上げてくれないかということで、アルバイト賃金とし
て、50万円増やしてもらいました。

- 9 番 そうということですね、よくわかりました。

去年は、寄附は40万円だったんですね。また、減らしたんですね。ふるさと
創生資金があるのに、柳田記念館にという期待はできなかったんですか。どうで
すか。

社会教育課長 実は、例年東丸記念財団からは10万円いただいております。去年の予算の段
階では、ある企業から30万円をいただいております関係で、もう確定した
ような形で予算に上げさせていただいております。

- 9 番 この予算の支出ですね、20年度の決算の数字を見ておりますと、全体的に、
もう本当に決まり切った人件費ですね、主に電気代とか、必ず発生するものの
比率が非常に高く、事業に回せるお金が非常に少ない、100何万円ぐらい
やったと思いますね、全部で。そんな中で、いろいろと事業をやられるわけ
ですから、私は大変だろうなと思います。特に、求めておきたいと思うんです
が、やはり全体を把握していただいて、今後その5年間の間に財団法人をどうする
んだという議論があるということですから、私は、設立の当初からの経緯
等をお聞きをしておりますので、ぜひいい方向で進めていただきたいと思う
んですね。それにつけて、お聞きをしたいのは、何か委員会を構成してやるんだ
というようなことが説明資料にあったんじゃないかと思うんですが、検討委員
会を立ち上げて、という記述がありますね、説明資料に。これの現在想定されて
おるところ、いつごろから、どういう方法で、いつごろまでかかってまとめよ
うとしておられるのか、詳しい説明を求めます。

社会教育課長 先ほどお話しさせていただきましたように、去年の12月1日に法律が施行されました。その関係で、5年間が経過措置となりますので、平成25年11月30日までに、もし今のままの公益法人で継続するというのであれば、認定申請を出すというような形で進めなければなりません。しかしながら、この財団法人を引き続いてやるということになりましたら、今言いました認定ということで、いろんなクリアしなければならないものも出てきます。例えば、今吉識議員から指摘いただきました事業費です。事業費は、いわゆる管理費よりたくさん使わないかんというようなこともございまして、これも一つの条件となっております。そういったところを含めまして、公益法人として、そのまま引き続き、新しい法律のもとでも実施していくのか、もしくは、もっといい方法があるのではないかとということで、今年度の理事会で決議いただいたのは、理事から3名、監査から1名、それから教育委員会から1名、補助金をいただく町から1名、それから学識経験者1名で検討委員会を立ち上げ、理事会を本来何回か開けばいいわけですが、遠方の方もいらっしゃいますので、数回するのも非常に難しい状況ですので、委員会を設置して、そこでいろんなことを討議して、案を練っていただき、それを理事会の方で図っていただくというふうに考えております。

時間的なものでございますが、5年間あるというところでございますので、ほかの施設を見ましても、22年以降にその5年間の間で考えていくというところがほとんどでございます。当財団法人につきましても、できるだけ慎重に協議をいただくというような形で、余り焦らずに、じっくりと考えていきたいというふうには考えております。

- 9 番 じゃあ、それは有償ですか、無償ですか。というのは、予算のどこかに計上されておるのかな、数字的にというふうなことを思いまして、明記がないので、どこに幾ら計上されておるのか、それだけ聞いております。

社会教育課長 この分につきましては、旅費と食糧費で計上させていただいております。旅費の方では費用弁償として支給をさせていただこうと、食糧費ではお弁当というような形で考えております。

特に、地元、できれば理事の方も近い方から委員になっていただこうと考えておりますので、金額的にはわずかですが、そちらのところから支給させていただこうと考えています。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、報告第6号、平成20年度兵庫県町土地開発公社事業報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

- 6 番 報告第6号、平成20年度兵庫県町土地開発公社の事業報告について質問いたします。

兵庫県町土地開発公社資料の15ページの上段にあります長期借入金明細書でございますけれども、これにつきましては、公有地拡大の推進に関する法律、すなわち公拓法にのっとり、用地取得を円滑に行うために、地方公共団体にかわって土地開発公社が用地等を先行取得するものと認識しております。

この表を見ますと、近隣は兵信の稲美支店0.70%から、但陽信用金庫の栗賀支店1.675%と、大変大きくばらつきがございまして、本町の兵庫西農協福崎支店につきましては1.50%でございますが、なぜ、長期の借入金に対して、これだけのばらつきがあるのか、その現状等をお伺いしたいと思います。

企画財政課長 ご指摘の公社の資金の借り入れ方法につきましては、公社が都市銀行等の金融機関との交渉において借り入れするというのが原則かと思えますけれども、地域によりましては、地元の町と取引のある金融機関の方が有利な条件の場合もございます。そういったことで、現在は委託する町においてそのどちらかを選択することになっております。

これにつきましては、報告書の19ページをお開きいただきたいと思います。

19ページから平成21年度の兵庫県町土地開発公社の予算を掲げておりますが、20ページの第5条におきまして、借り入れ利率について定めております。一つは、先ほど申しました公社が直接資金手当を行う場合、それから事業の委託団体が金融機関をあっせんする場合、この二つを選択できるということで、公社が直接資金手当を行う場合につきましては、その利率は短期プライムレートの利率を上限ということで、運用としましたら同率とされております。

それから、委託団体が金融機関をあっせんする場合、委託団体がその借入金融機関との協議を行っております。現実的には、各町がそれぞれ町内の金融機関等に見積もり等をとっておるとというのが現状でございます。

ご指摘の15ページの借り入れ先につきましては、14ページの真ん中に公有用地明細表という資料がございます。この一番右端の平成20年度の現在額、これに対するそれぞれの利率でありますけれども、この一番左に委託年度がございますが、この委託年度にそれぞれの団体において借り入れをされたものでございます。このそれぞれの利率の違いにつきましては、借り入れ年度の近隣の水準、これの要因が一番大きなものでございます。

もう一つは、同じような年度でも若干の違いがありますが、これはその地域における若干の金融機関等の見積もりの額の違いということかと思っております。

6 番 用地の取得年度によって、13年度から20年度までの先行取得用地がありますね。かなり以前は、短期プライムレート、1.375%に対して、若干0.2%とか、0.3%ぐらいをプラスした金利を取って、それぞれの市町村の土地開発公社が長期借り入れをしていたというのも承知しておりますけれども、最近、市場原理の競争から他の町村においても入札制度を導入したり、あるいはシンジケートローンを導入したり、また金融機関で採用されてますようなTIBORレート、それを一つの基本にしながら、長期の借り入れの金利を決定してる市町村も多々あると思えますが、一度、余りにも1.6%と0.7%だと、半分になっておりますので、そのあたりをもう少し詳しく実態調査していただきながら、できるだけ低金利で借り入れができるような検討もしていただきたいと思えますが、そのあたりのお考えをお尋ねいたします。

企画財政課長 現状で申しますと、先ほど申し上げましたように、例えばこの公社の資金ですとか、町の一時借入金、また長期債も同じですけども、民間資金を充てる場合は、町内の金融機関に対して見積通知をした中で、一番条件のいいところと契約してるというのが現状でございます。

ご指摘のようなどころにつきまして、またいろいろ研究もさせていただきながら、町の土地開発公社とも相談をしながら今後進めていきたいと思っております。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、報告第7号、平成20年度福崎町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、報告第8号、平成20年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、報告第9号、平成20年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、報告第10号、平成20年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、議案第43号、監査委員の選任について、ご質疑がございましたらどうぞ。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、議案第44号、中播公平委員会委員の選任について、ご質疑がございましたらどうぞ。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、議案第45号、平成20年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定についてご質疑がございましたらどうぞ。
- 8 番 それでは最初に、何点か質問をさせていただきます。
まず、3ページ、4ページに、資本的収入及び支出について載っております。それで、この下のところに資本的収入額が資本的支出額に不足する額ということで、今年度は9,183万8,506円、これは当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額252万8,477円と、損益勘定留保資金8,931万29円で補てんしたとなっておりますが、見ておきますと、次のページに損益勘定留保資金として、5ページの2番、営業費用の5番、減価償却と、6番の資産減耗費だと思っておりますが、これを充てますと、1億3,000万円ほどになります。ですけど、これを見ますと、消費税を優先にして、残りを勘定留保資金から補てんしたというふうにも読めるんですが、この消費税をこれに、補てんする、地方公共団体及び公営企業の消費税のことも、本を見たんですが、非常にわかりにくいということで、これを先に補てんするという何か根拠の法律とか、条例について教えていただきたいと思っております。
- 水道課 長 この補てん財源につきましては、補てんする順番がございます。一番初めは、今言われましたように、消費税で一番初めは補てんすると。それで足りない場合は、当年度分の損益留保資金ということで、補てんの順番がございまして、その順番どおりに補てんしておるということでございます。
- 8 番 その法律、何法になっておりますか。法令と、その条項何条かを教えていただきたいと思っております。
- 水道課 長 これは、法律とか、そういうものではございませんで、補てん財源の充当順位ということで、ここに掲げられております。今いいましたように、一番初めには消費税及び地方消費税の額を充てる、次に繰越工事資金とか、引継金、そういうものを充てると、その次に先ほど言いましたように減価償却、あるいは除

却とかいうことで、損益勘定留保資金を充てるというようなことで、法律でどうこうではございません。公営企業のこの分でやっております。

8 番 公営企業のこの分、この分と、そこで本をちらちら見せてもうても、さっぱりわからんわけです。どの本のどれにどう載ってますということをちょっとはっきり言ってください。

水道課長 『公営企業の実務講座』でございまして、ここにQ&Aで書かれております。この476ページ、補てん財源の充当順位ということで掲げておられます。

8 番 それでは、平成16年6月議会、15年度の決算書が出ております。これを見ますと、同じく3ページ、4ページに、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,936万5,947円は、当年度損益勘定留保資金9,384万4,133円、これは次のページに載っております減価償却と資産減耗費、この15年度決算、7,584万8,937円と資産減耗費1,799万5,196円を足した額にぴったり合います。まず、留保資金を引いて、それから利益、余剰金3,137万5,789円、これは同じく次のページの平成15年決算の6ページに載っております繰越余剰金3,137万5,789円、ぴったりです。これを引いて、さらに足りない分を当年度地方消費税及び地方消費税収支調整額414万6,025円で補てんした、と15年度は載っております。順番違うじゃないですか。その説明を。15年度と今とでやり方が変わったんですか。

水道課長 15年当時の決算につきましては、ここに私も持っておりますけれども、今議員言われるように、そういう順番で補てんをしております。これは当時、補てん財源がかなり不足しておったということで、利益剰余金までつぶしておるとい形になっております。

当時と順番が変わったかと言われましたけれども、ちょっとそこまではわかりません。

8 番 そこをはっきりしてもらわないと、これはそういう公的な決算でしょう。その当時は、その法令に、今さっきの本にのっとなってしてなかったということになるわけですから。この15年度の決算からいうと、損益勘定留保資金だけで十分にこしは落とせるわけです。1億3,000万円ほどになりますんでね。その辺をはっきりと、また資料を調べて報告をしていただきたい、まず1点。こっちもまた消費税については勉強しますので。できますか。

水道課長 はい。調べてまた報告させていただきます。

8 番 それから、今年度、井ノ口の給食センター跡を取得されておりますね。この取得、町から水道の方に移転した、契約した日はいつになりますか。

水道課長 決算書の15ページに完了年月日ということで、一番下、17号ですね、町有財産、旧給食センター跡地購入事業ということで、この2月24日となっております。

8 番 2月24日で町から移ったと。あそこはずっと今まで、町の方で管工事組合の方に資材置き場として貸しておりましたね。その使用料についてはどういうふうになっておりますか。この時点で切り替えられたんですか、それとも20年度は全部そのまま使用料として、例えば1年間一括とかでされたのか。日割りで戻されたのか、その処理はどういうふうにされているんですか。

水道課長 この20年度につきましては、もらっておりません。新しい年度の21年からはもらうということで、水道事業の収入で上げております。

8 番 それでは、26ページの水道事業会計収益明細書の上から二つ目ですね。その他、雑収益として、19年度と比較しておりますと、19年度、17万円余りが、雑収益として51万7,000円ふえておりますね。私は、ここへ入ってる

んかなと思うて、推測して言うたんですが、入ってないということであれば、これの大きくふえている、まず雑収益のふえた理由を説明をお願いします。

水道課長 20年度で大きくふえましたのは、過年度の漏水還付金が現金で残っておったということがわかりまして、それをここへ入れましたので、34万円ほどふえております。

8番 過年度の漏水還付金を返さんと、使用者に返さんと残っておったということですか。もう少し、わかりやすく。

水道課長 取りに来なかった漏水還付金があったので、その分をその他雑収益へ上げ、また今後取りに来られたら、そこから出すということです。

8番 それは、だれの分で、いくら額かというのはわかっているわけでしょう。それで、漏水で申請されてるわけでしょう、漏水があつて調べてくれということ。私も経験ありますけども、きちっと調べて、何年かさかのぼって、実際の使用料を出して、還付金計算して、例えば、口座に水道課の方から振り込まれるなり、お金ですので、取りに来られない場合は、来なさいよというて、再通知をされるのが普通で、それが親切な対応だと思うんです。返す方は、取りに来なんだから、それで雑収益に入れといたらいいいというもんで、それはちょっとないと思うんですが。

水道課長 おっしゃるとおりでございますけれども、調査したところ、かなり古いものから、順番にあったということで、この30何万円がそういうお金でございます。

8番 お金は水ものじゃなしに、お金もどうでも流れてしまうたら終わりじゃなしに、きちっとそれはされるべきだと思います。

それと、改めて、21年度からは旧給食センターの家賃として予算計上されております、14万円ほど、これはそれでいいです。給食センターの跡地を取得された、その目的というのを改めて確認しておきたいと思うんですが。ただ管工事組合に貸すためじゃないですね。言えますか。

水道課長 何回も説明しておりますけれども、井ノ口の水源の新しい水源の確保と、予備水源の確保と、そして新しく高度処理の導入ということも考えております。それらのために取得したということでございます。

8番 あくまで予備水源と高度処理の場所が要ると。予備水源の場合だと、基本的に、例えば、単純に考えれば、予備の井戸を掘りたいというようなこともあります。あの範囲内の近くで、実にそれだけの大きさのものがうまく削井できるかというような技術的な検討もされていますか。

それと、それからもう1点、報告一つありませんが、八反田水源を生かす方法ですね、長目の交渉はどうなっておりますか。

水道課長 この決算の時期に長目のことが毎年聞かれます。20年度も長目には全然交渉は行っておりません。井ノ口で予備水源を確保するというので、過去にはそういう考えもございまして、水源の概略の調査ということも聞いてございまして、1,000から2,000は大丈夫ということも聞いております。

8番 予備水源はできるのか、土質とか、いろいろあると思うんですが、これから勉強していきますが、それから、20ページ、業務量が毎年報告されます。その中で、年間配水総量を見てみますと、水道全体ですが、19年度に比べて、配水総量が約20万立米ほど減っておるわけですが、配水総量で幾ら減っておりますか。

水道課長 この20ページが一番下ですけれども、昨年と比べますと、全体で15万1,090トン減っております。

8番 私の計算間違いですね。20万立米ほどかなと思つたら、15万立米減ってお

りますと。そんな中で、これを見ておりますと、井ノ口水源が年間50万6,637トンということで、ずっと何年か前のデータ見てみますと、井ノ口水源は、大体49万トン台で、50万トン超えないように運転されてきたような感じがするわけです。井ノ口がふえて福田が減っていると、だから、同じように減れば、井ノ口もそういうふうになるんじゃないかと思うんですが、それは何か、運転の方法とか、根拠とかある、それともたまたまポンプの運転の状況でこうなったということですか。理由はありますか。

水道課長 詳しい中身までは調べておりませんが、井ノ口の水源は、直圧の分と井ノ口の辻川山へ上げる分というのがございまして、若干、毎年増減がございまして、本年度は特に1万1,800トンほど多いという結果になっております。

議長 質疑中ですが、しばらく休憩いたします。

再開は、13時といたします。

◇

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。

平成20年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について質疑がございましたらどうぞ。

8番 たしか午前中に質問したと思うんですが、改めて質問をいたします。

20ページの業務量で、1、2、3と用途別配水戸数の状況、水源別の送水能力の状況、3番として、年間配水量、配水総量のデータがありますが、この中で、昨年度、配水総量で15万立米減っているうち、井ノ口が少しふえて、福田が大きく、その分以上に減っていると、この原因と、それから井ノ口、福田の運転の取り決めとかいうのをどういうふうにされているか、そういう運転方法マニュアルが水道課にあるかどうかお尋ねいたします。

水道課長 マニュアルというのはございません。その都度、自動運転をしております、水位が下がったらポンプがかかって運転をすると、そういう形になっております、平成19年も、ちょっとここで見ますと、かなり下がっております、福田も井ノ口も下がっておりますという状況で、昨年は福田が1万1,000トン、ことしは福田が16万トンということで、かなり減ってきておまして、そういうマニュアルはありませんけれども、今言いましたように、自動運転をしております、配水値が下がったら運転をして上げると、そういう運転でございます。

8番 そんな中で、水管橋があつて、それぞれ二つつないでますね、西と東と、ある程度の調整ができるわけですが、あくまで、帳面上の水量で計算しますと、2番の水源別送水能力でいいますと、福田水源が1日6,700立米、これの365日ということは、244万立米ほど送れるわけですね。それから、井ノ口水源は、一応1,000立米、ということは年間、365日運転しても、本当は、36万5,000立米で抑えないかんわけです。

ですから、例えば、昨年度、これは、21年度からの運転のあれにもかかってくるんですが、この表では、井ノ口水源がかなり能力よりはオーバーしてると。計算で言う1,000立米の年間36万5,000立米からいいますと、5割増しぐらい多く送っていると、ポンプの能力ありますからね。これをきちっと、その能力、いわゆる認可の水量でやろうと思ったらできないこともない、というのは、

計算してみたんですが、296万立米配水総量ありますね。これから県水17万8,860立米引きますと、約278万立米ぐらいになります。

それから、福田を6,700立米の365日で244万5,000立米、今までも福田水源は250万立米近くいってましたですね。十分送れるわけです。それを送ると、例えば足らずとすれば、残りを井ノ口でカバーするとすれば、井ノ口は、計算では33万9,000立米で済むわけです。ということは、井ノ口水源地1,000立米、365日の36万5,000立米の中におさまるといふ計算になって、そういうふうには運転できるかどうか、それはポンプの能力と配管の状況と、タンクの状況があるんですが、そういう検討とか、この送水能力とありますが、認可の量がありますのでね、そういうのは検討されたことありますか。

町長 水道管理者として、安心・安全に水を供給するというのは、そのとおりでございまして、私たちもそのことには常に留意をしておるわけです。しかし、このことだけは、少しご理解をいただきたいなと思いますのは、今、公共下水道の工事を進めております。そういたしますと、やむなくご家庭に配水すれば一番いいわけではありますが、そういうことにならずに、水をすてなければならないということが、たまに起こるわけでございます。もちろん、今、広岡議員が言われましたようなことは、常に考慮をしてやるというのは当然でございます。しかし、もう少し安定してくるといふ状況をしっかりと把握するというのも私は大事ではないかなと思っているわけです。

去年、福田では、山崎の水が少し、あれは工事で、薬注とかいたしまして、昼夜兼行であそこの水をくみ出すとか、いろんな突発的なことが起こりまして、正常ではなかなか判断しにくい事情も抱えておるといふことでございます。

ですから、これからもやむなく配水管を切断したり、事故が起きたりということがもうしばらく続くかと思えます。当然、それも考慮に入れて、しっかりと把握して、全部をやるようにしたいのですけれども、なかなかようし切っていない面もございまして、すべての面を正確に把握し切ったかといえますと、残念ながらそうでないという部分はお許しをいただきたいと思うわけでございます。

8番 20年度の送水量のこともあるんですが、そうじゃなしに、基本的に今後しばらくは福田と井ノ口の運転と、県水を買うのを組み合わせていかなあかんわけですね、そんな中で、水量が、配水総量が、今とりあえずは、多分目先の状況、人口が2万人よりあんまりふえないと、将来的には2万2,000人になるかもわかりませんが、そんな中で、あくまでもこれに書いてあります送水能力、いわゆる認可の水量いうのがあるわけですから、これを勘案に入れて、そういう運転方法を検討されるかどうかという、将来的にね、安定したときに。それとも、井ノ口はもうできるだけ実績でくんどいて、予備水源として、あるいはできれば、もっと含めるようにいう、何かそういう考えもおありかどうか、難しそうだと思うんですが、その辺をきちっと水道課として取り決めいうか、考えを整理しておいていただきたいという提言です。

町長 一番大きな目的は、町民の皆さんに安心・安全の水を供給するということが一番大事なことでございますから、当然、広岡議員のご指摘は真摯に受けとめて進めていかなければならない課題であります。したがって、もちろん、今すぐそういうことを考慮しなければいけないということもわかります。しかし、本年度の決算を見ていただきますと、私の予測からいたしますと、ちょっと違った結果が出てきているわけです。私は、公共下水道が完備をいたしますと、水は増えるのかと、勝手な想像でそう思っていました。ところが、今度の決算見

ていただきますと、はっきりしておりますように、町民の皆さんは、水道料金と下水道料金を共通料金にいたしましたために、使用料がかなり高うございますので、物すごく節水に努力をされたということで、ふえると私が思っていたのは、反対に減ったということで、これ自身、一つの井戸を掘るほど減ったんですね、ある意味では。ですから、もうちょっと、こういうこともしっかりと見据えながら、しっかりと検討をしていかなければいけないと思います。本当の目的は、安心・安全の水をどう供給するかということで、今皆さんに心配かけておりますクリプトスポリジウムというのものも、絶対出ないようにろ過装置もつくったような内容もしていかなければなりませんし、山崎の配水池が非常に小さなものがございますので、あの地域の皆さんに安心・安全の供給ができるようなことの対策も講じていかなければならない。課題は物すごくあるというのは十分理解しておるわけでございます。今、広岡議員がご指摘くださいましたような内容も、十分検討課題として努力をさせていただきたいと思っております。

8 番 逆に、今町長が言われた予測が違ったというのは、逆に言うと、住民さんにはよかったと思うんですね。いわゆる節水の意識ができて、当然、節水するということは、中には節水の機械ですね、洗濯機なり、それがかなり風呂水の再利用とか、節水とか、エコ生活になってくるわけで、一つのきっかけで逆によかった。それをもっと使うてくださというわけにはいかないんで、このままでもいいと思うんですよ。どんどん水を、水は、要は地球上で考えれば、非常に足りないわけですから、大事なところですのでね、そういう方からいいますと、民生の閉会中の報告にありましたように、水道地域ビジョンというのができたと、議会事務局の備えつけ、ちょっと私持ってきたんですが、平成33年までのできてると、見通しとして。ありますが、まず、これを20年度でつくられた、これがどこに幾らの金額で入っておりますか。幾らの金額の委託料になっているか。

水道課長 19年で作りました。委託料でございます。これにつきましては、90万円、消費税込みで94万5,000円ということでございます。

8 番 これは21年3月の印刷できたということになってるんですが、できておったのは、19年度の方でできたわけですか。今、19年度と言われたんですが。

水道課長 平成20年度で作りました。このたびの決算の中でつくったということでございます。

8 番 それは、この事業費用でいいますと、27ページの委託料、真ん中辺ですね。これに入っとるわけですね、確認です。

水道課長 この委託料は、原水及び上水費、この中からの委託料で出しております。

8 番 質問が逆になったんですが、27ページの委託料、218万8,000円の中に、これが入っているかというのを確認、額は今聞いたんですが、その確認と、それからあわせて、この委託料というのが、19年度は35万円、決算がね。前年度対比で、それが今年度218万8,000円に大きくふえてる、その内容について説明を。あわせて説明をお願いします。

水道課長 大変申しわけございません。ちょっと、私説明が間違っておりました。

ここの委託料につきましては、総係費の委託料で払っております。29ページの委託料でございます。164万3,795円と、この中に今言いましたような94万5,000円ということで、地域水道ビジョンの委託料が入っております。

8 番 それでは、27ページの原水及び上水費の委託料の大きくふえている理由は、あわせて尋ねておきます。

水道課長 原水及び上水費の委託料につきましては、余りふえておりません。逆に1万2,000円ほど減っておるといふことをごさいます。

8番 私の対比が間違っていて、私35万円と書いておったものですから、項目が、ページを間違った。すみません。

それで、これもまだ余り詳しくは見てないんですが、33年までの長期ビジョンということで、今町長が言われたようなことも含めて、水道が安定したときにどうするのかと、それから本当に住民さんの水道の使用料がどうなるのか。あわせて、人口もどうなるのかという大事なものです。これが今できたほやほややと、これをまず、どういうふうには水道課としては活用される、あるいはこういうのをつくったわけですから、これを周知される予定があるのかについてまずお尋ねします。

水道課長 この計画をつくりました大きな目的でございますけれども、今後10年を5年・5年というふうに分けてつくりました。これはもう全国的に水道事業者は、この地域水道ビジョンをつくらなくてはいけないという指示がございまして、福崎町も平成20年につくったということになります。

そして、ホームページにも載っていますけれども、概要版の21ページを見てもらったらわかりますように、今後10年でこういう計画をしているということで、安定給水の確保、給水サービスの向上、健全経営の推進、環境への配慮という四つの大きな基本方針に基づいてこの事業を進めていきます。今後10年間、平成30年までこの事業をこれでもって進めていくということにしております。

そして、その下で具体的な事業に取り組むということで、浄水処理施設の整備、それから配水池要領の増強、リスク管理の策定、そして管路の耐震事業、そして耐震性の貯水槽の整備という事業で、今後平成30年を目標に、21ページの下にも書いていますように、いろんな事業に取り組んでいくというような方向です。

8番 じゃあ、一応考え方としては、町のサルビアプランにあるように、これをこれからは基準として取り組んでいかれるということの答弁だったと確認させていただきます。

議 長 ほかにございせんか。

3番 二、三点お尋ねをいたします。

水道課資料の1ページでございます。流動資産、現金預金5億2,453万3,145円となっております。普通預金が2億9,400万円、定期預金が2億3,000万円となっております。昨年を見ましたら、定期預金が3,000万円で、受取配当収入は9万1,039円となっております。20年度は2億3,000万円定期預金をされまして、12万2,358円となっております。運用状況はどのようにされているか、また運用利益、候補等をお尋ねをいたします。

それと、もう1点でございますが、次の次の議案に出てこようかと思っておりますが、8ページ、決算書の8ページ、福崎町水道事業剰余金処分計算書(案)でございますが、減債積立金が200万円、建設改良積立金が6,000万円となっております。この建設改良積立金を6,000万円組まれた根拠いうんですか、目的の説明を求めたい。

もう1点でございますが、また資料の1ページへ返りまして、貯蔵品内訳についてお聞きをいたします。平成19年度決算、20年度決算でございますが、棚卸資産、減耗費、どちらもゼロ、ゼロと、毎年ゼロが続いております。このゼロにつきまして、帳簿上残高と、現物がきっちり1円まで合っていたのか、もしくは現物の方が多かったのか、こういう場合にゼロが出てくるわけでございます。このどちらかということをお尋ねしたい。この3点お願いします。

水道課長 まず、1ページの定期預金、これが昨年は3,000万円、そしてことしは2億3,000万円でございます。これは例月出納検査で指摘をされまして、短期の運用をなささいということで、20年度は2億円を、これもJA、それから但陽、あちこち利率を聞きまして、1年の定期にしております。0.6%の運用でございます。

そして、先ほど言われました8ページの建設改良積立金の6,000万円の根拠ということでございますけれども、減債積立金の200万円は、これはもう法的に5%以上ということで200万円、そしてこの6,000万円につきましては、毎年出るんでございますけれども、この6,000万円の根拠といいますと、昨年度と本年度の利益を足しまして、その一番上に、1番、当年度未処分利益剰余金というのがございます。これが7,089万8,359円と、まずここから法的な積立金、減債積立金に200万円、そして6,889万8,369円という形で残ってまいります。そのうちの6,000万円、本年度の利益と昨年度繰り越した4,000万円も入れて6,000万円と、そういう根拠で、その一番大きな目的は、先ほど説明しましたように、今後10年間、いろんな建設改良の事業をするという形で、その資金に充てたいということで積んでおります。

そして、棚卸の貯蔵品のゼロ円ということになっておりますけれども、これも3月末に検査をしてもらいまして、きちっと合っておったということでゼロ円という形になっております。

3番 まず、一番初めの2億3,000万円の利率、0.6%という計算ですが、1年定期をされているかと、このように考えますが、いつごろされたんでしょうか。これによって、例えば本年の2月末にされるのと、7月1日にされるのと、大分収益いうんですか、受取利息が変わってきますので、そこらあたりと、そしてもう1点、出せるものなれば、この2億3,000万円の定期預金の預け入れ先、1本でしたらよろしいんですけども、数カ所に分かれておりましたら、銀行名等々、ぶち抜いてよろしいので、どのように預けられているのかなというのを資料として提出できるものであれば、提出いただきたいんです。無理でしたら結構です。

それと、6,000万円です。もちろん10年間の資金の積み立てをしていかなければならないということでございますが、建設改良積立金となりましたら、できればこの分に対しては、当然定期預金でされるのが妥当ではないかというように考えております。建設改良積立金の分まではまだ定期預金にされておられませんね、私もはっきり計算はしてないんですけども、このように見ております。

そしてもう1点、決算書の12ページを見ていただきましたら、給水原価が19年度から20年度にかけまして、約17円値上がりしているわけです。このように、非常に原価が高くなってきていると。来年度は万が一このように原価が高くなってくれば、赤字が出るんじゃないかという心配もされるわけなんです。そういう場合におきまして、借入金の方、早くその分まで、安全性を保つために積み立てておきたいと、このように私は願うわけでございますので、その20分の1、5%の積み立てにこだわらず、減債積立金をもう少し大きく積まれないものかと考えますけれども、それに対する答弁をお願いします。

そして、3点目の貯蔵品でございますが、量水機ボックスが左側の下段2段目に書いてありますね、樹脂製とアルミ製が書いてあります。これは、各給水される家屋のメーターのところにつける分ではないかと思うんですけども、これわかりましたならば、20年度に幾ら仕入れて、幾ら残った、原価は幾らだったというのを説明を願いたいんですけども。これによりまして、貯蔵品がびたっと合う

たと言われましたので、これは19年度にはなかったわけです。在庫がゼロでした。この分を仕入れていただきまして、ふえた分を引きましたら、今現在残っているはずと、この確認をいたしたいわけです。それで、本当に帳簿上残高と現物とが合っているのか、1回確かめてみたい、このように思いますので、よろしくお願いをいたします。

水道課長 まず、資料の1ページの定期預金でございますけれども、2億円を定期したのは、この100年に1回の、こういう経済情勢の前でございます。先ほど言いましたように0.6%ということになっております。これはJAにしました。そして、残り3,000万円の方は、但陽にしております。これは0.4ということしております。

そして、2点目の分でございますけれども、減債積立金をもっとふやせというふうな、法的の5%以上では、もっとふやしたらどうかという意見でございます。これも昨年、その前というようなことで、いろいろ吉識議員からも、すべて減債に積まなくてはいけないという質問もございましたけれども、聞きますと、きちっと法的に積んでおいたら問題ないと。残り、地方債も2億7,000万円ということになってきておりまして、今言いました建設改良の方に積んでおきたいということで、建設改良に今重点を置いて6,000万円積んだということがございます。

そして、貯蔵品の関係でございますけれども、量水機ボックス、昨年はゼロでございました。本年は、こういう形で上げております。この量水機につきましても、昨年はゼロということで、それを仕入れが幾らで、何ぼやということですが、ちょっと今の私の、この場所の時点ではわかりません。また、調査をしてみます。

ちょっと、定期の証書をここに持ってきておりませんが、ちょうど経済対策の不況の前ですから、10月ぐらいやったと思います、定期1億円したのは、3,000万円はもう前からずっとしてございました。

3 番 私、勉強不足で非常に申しわけないんですが、定期預金をされた場合、3月31日現在で、俗に言う分勝ち計算いうんですか、それは民間ではするんですけども、公営企業会計ではされるのかというのをお聞きしたいと思います。

水道課長 その分勝ち計算というのを、もう少し詳しく。

3 番 1年365日ありまして、例えば9月30日に定期預金をいたしましたら、前半が183日、後半が182日と、ですから、365分の182日と、2億円の0.6%掛ける182日割る365と、こういう計算を損益計算書の受取利息、配当金のところへ計上されているのか否かということです。こういう計上をされていけば、もう少し受取利息が大きくなるのではないかと、私はこう予想するわけですけども、公営企業会計にはそのような方法は用いてませんと、こう答えれば、そうなるんですけども、私はその辺を勉強しておりませんので、説明をお願いしたいということがございます。

水道課長 この預金の利息は営業外収益で、ここで上げております。1の受取利息及び配当金では、本年度は12万2,358円ということで、3月31日に残高証明をもらいまして、そこで3,000万円の利息と、2億円の利息を足して、ここへ上げておるという状況です。そういう計算もきちっとしてあると思います。

3 番 もう一度、次は6,000万円の方は改良資金の積立金の方を10年間積み立てるということで、法的に問題はないということがございますが、許す範囲であれば、これが5%にこだわらず、10%というように積んでもらいたいと、要望をしておきます。

それと、貯蔵品につきましては、再度また資料が出ましたら、ご説明をお願いいたします。

以上で終わります。

議

長 ほかにございませんか。

- 1 1 番 ちょっと小さいことからといいますか、給食センターの土地を買ったわけですが、先ほど来、議論がありますが、管工組合に建物も貸しておるということで、その賃貸料は21年度から入ってくるという話でしたけれども、土地は買ったけれども、建物を買ったということが、この決算の書類の中に明示をされておるのかどうか、お尋ねをいたします。

固定資産明細書のところで、土地の分はふえておりますけれども、建物は当年度増加額、減少額、ゼロ、ゼロでありますので、この点について、建物はまだ一般会計の普通財産として持っておるわけですか。

企画財政課長 このたびの売買につきましては、土地代のみの金額ですが、建物を譲渡したという形になります。建物の金額はゼロ円でございます。

- 1 1 番 ならば、前に、八千種の体育館と一緒に取り壊す予算もあった時期もあったと思うのですが、執行しなかったということです。これを取り壊すときは、水道会計で壊すということになるわけですね。価格ゼロということですが、建物価格は、価値はゼロだけれども、水道課の固定資産の明細の中には、あの建物が入っておるということですか。それでなければ、あと借家料ももらえないし、取り壊すときに、その金を水道から払うというようなこともおかしなことになりますからね、そのところどうなっているのかということをお聞きしておきます。

企画財政課長 まず、売買価格の考え方ですけれども、適正な土地の価格を評価した上で、本来でしたら普通財産として処分する場合、建物を取り壊してから売却ということになりますので、取り壊し費用を控除した額を売買価格とさせていただきます。

- 1 1 番 そういうことであつたとしても、水道課の固定資産の明細の中に、これは価値ゼロだけれども、入っておるのかということをお聞きしておるわけです。建物価値ゼロのやつを貸して、借家料が入るのかということもありますけど、そこら辺はよろしい。とりあえず、固定資産の明細の中に入つておるわけですね。

水道課長 また調べて報告します。

- 1 1 番 それぞれの固定資産の明細の中に入れておかないと、取り壊すときに、明細にないものを壊す費用を今度支出するということになりますからね、漏なきようにしておいていただきたいということですが、さて、この給水原価が高くなったということでもあります。総費用3億3,000万円のうち、1億3,000万円が減価償却及び資産減耗費という内部留保資金であるということですよ。内部留保資金がぐっと大きくなることによって、給水原価が上がって、町民の皆さん、水道、原価が高くなって、大変ですわ、また値上げせなということになりますと困るわけですよ。したがって、この給水原価、これは企業会計上、こういうことになるんでしょうが、ここのところは、給水原価が上がった、上がったというふうな宣伝は余りされない方がよいと思います。

この中でも、除却費ですが、資料の11ページを見ますと、減価償却累計額が非常に少なく、残存額が大きいという部分がありますね。例えば、平成12年度の1,745万6,000円で、うちまだ269万円、約300万円しか減価償却していない、残存額が1,448万円あると、こういうものまでも今度落として、そうしてこれらが先ほど言いました総費用にはね返ってきて、給水原

価が高くなるという、計算上、そういうことになるわけですね。そういう意味から、この資産の除却の考え方、あるいはなぜこんなふうに6,500万円もの、福崎町の会計の規模からいえば、非常に大きな除却であります。この点について、いまいし、説明を求めます。

水道課長 本年度の除却でございますけれども、それぞれ全部除却、それから一部除却ということで、ほとんどが公共下水道事業に伴う配水管の入れかえの分の損失ということで、除却をしております、福田地区、これは繰り越しをした分でございます。そして、馬田、そして八千種の、田原、八千種、西治ということもでございます。そして、福田から山崎の配水管、そして福田水源地の電気設備、そして、大門地区、そして桜地区、山崎地区ということで、かなり本年度は大きな地域でしておりますので、合計が除却を全部足しますと、6,526万8,826円ということになっておりまして、年度でいきますと、昭和38年度から平成17年度までという形になっておりまして、全部で本数にしまして、50本という形になっております。

そして、給水原価の計算式ということで、毎年議員からそういう話が出るのでございますけれども、本年度は営業費用にかなりお金を使いました。といいますのも、ちょうど産業課の千束水路の工事が始まりまして、その工事がこの1月から私ところが管を入れて、ポンプで水を七種川へ送るという費用が本年度はちょっとかかったということで、給水原価が高くなっておるということでございまして、これはもう平成20年、21年、3年事業ということで聞いてますけれども、2年事業で終わるのではないかと考えております。

1 1 番 いずれにしても、できるだけ後々、実質的に会計の困難な方向にならないように、慎重な対応方をお願いをしておきたいと思っております。

現在は下水道工事その他工事との一時的な部分で費用がふえていっておるということと理解をしておきます。

議 長 ほかにございせんか。

9 番 一番最初に、去年もお尋ねをいたしました、20年度の水道事業の決算報告書、1ページ、2ページ、3ページ、4ページですね。ここで、予算に対する決算の額、収益的収入、資本的収入及び支出、資本的、収益的両方ですが、去年もお聞きをしております。私は、去年のたしか、9月の議会だったと思っておりますが、一般質問でもって、9月の時点で、今決算の見通しは幾らぐらいを見通しておられるかというお尋ねもしております。そのときには、8月末時点ということで、それぞれ見通しのお答えをいただいております。そういう経過がありまして、去年もお尋ねをしたんですが、それぞれ予算に対する決算額ですね、収益的収入及び支出を見ますと、収益的収入の方は、予算対比92.6%だったと思っております。支出が98%、資本的収入及び支出は63.7%と、68.6%だった、不用額がたくさん出ておりますので。私は、昨年、これはおかしいのではないんかということをおもひまして、お尋ねをしました。課長の昨年の答弁は水道会計につきましては、1年間の経営を見ておるということで、何か特別なことがあった場合に対応できるように弾力的に予算を組んでおりますと、こういう答弁をされたわけですね。前のひな段には、予算編成にこれまで長くかかわってこられた副町長、会計管理者とおられますし、今、企画財政課長が予算の編成を責任者でやっておられるわけですね。予算編成については、どういう思いと申しますか、決まりでお組みになっておられるのか、予算編成をされておられるのか。昨年の水道課長の答弁がこれで合っておられるのかどうか、お答えいただきたいと思っております。

副 町 長 まず、お断りしておかなければならないことではありますが、公営企業でございますので、私、予算編成を含めて、水道会計には関与しておりません。しかしながら、基本的な考え方は、収益的収支と資本的収支、これら等については、わかっておると思っております。基本的には収益的収支については、予算重視であってほしいなど、こういう具合にも思いますし、資本的収支についてもそのとおりだと思っております。しかしながら、水道課長が申し上げておりますように、突発的なものが出てきた場合の対応できるような部分が必要かと思えます。予算的なものも含めまして、執行率の考え方もございましょうし、水道課長が申し上げておるような弾力的な運用の仕方というの、両方加味しなければならぬと思えます。

9 番 私も議員として、この議場に籍を置くようになりまして一度お尋ねをしたことがございます。予算の原則というものも申し上げまして、今、ひな段におられる方ですから、町長、副町長あたりが、そのときにおられたんじゃないんかと思えますが、あのときに言いましたように、厳密性の原則というようなものが予算の原則としてあるわけですし、そういうところから、できるだけ収入と支出は、可能な限り、ぴったりはいきませんが、正確に見積もらないといけないというようなことがあるわけですね。結局、この予算というのは、組織ですね、人員配置等にも影響するものでございますので、そういう意味から、今お聞きをしておるわけですし、果たして、このままでいいのかどうか。

もう少し厳しい見方をして申し上げますと、特に、収益的収入・支出ですね、このあたりが、92.6、8月末の時点の決算見通しは、収益的収入が3億9,000万円、支出が3億2,000万円というお答えでした。大きく決算の数字と違っているということですね。その辺は、課長、どういうふうにお考えになりますか。何が原因でこうなったんですか。

水 道 課 長 この収益的収入の一番大きな減の原因につきましては、まず営業収益、この大きな世界的な経済不況ということがございまして、給水収益がかなり下がってまいりました。約1,200万円。そして、支出につきましては、営業費用が、先ほどちょっと説明しましたけれども、本年はそれだけふえたということで、これだけ違って来たということですね。

9 番 しかれば、資本的収入についてご説明をいただきたいと思うんですね。収益的収入につきましては、実際に水をローリーに入れて販売に行くというわけではございませんで、申し込みがありまして、接続をして、住民の方々のご使用量によって、金額が決まってくるものなので、別に営業が悪かったんやないんかというようなご指摘をする必要もございませんし、おっしゃるようなことかと思うわけですが、今お聞きします、この資本的収入・支出ですね、これは見通しでは、資本的収入が3億円、支出が4億3,000万円というふうなお答えをいただいておったんですが、かなり違っておるということですね。この辺が大きく違うのは、いつこういうことがおわかりになったんか。実際、決算をやって、期末に締めてみるとわからなかったんか。この辺が一番私は大事だと思うんですね。いかがですか。

水 道 課 長 この資本的収支の一番大きく減った原因といいますのは、これはもう収入につきましても、工事負担金、当初、収入・支出につきましても、一番大きな要因は工事の入札減と、その分がこれだけ余ってきたということですね。まず、収入につきましても、工事負担金、これが当初の予定より、今言いましたように、入札でかなり安くなったということで、これだけ余ってまいりました。また、支出につきましても、建設改良費が不用額が1億4,400万円ということで、こ

れもすべて入札差金でございます。

- 9 番 入札減というのも確かに支出の部分はあると思うんですが、去年も同じことを聞いとんですよ、また後で言いますわ。

そういうことで、入札減は、実際に入札をするたびにわかるわけですからね、いつされたんか知りませんが、何回かやられとると思うんですけどね。だから、先ほども、一番最初に言いましたように、予算が年間弾力的にお組みになるのもよろしいんですが、実際に事業内容をよく把握されておるのかどうかということを探ねてるわけです、私は。どうも見ておりましたら、水道課の事業が年間通じて、きちんきちんと、恐らく一般の企業ですと、毎月毎月内容を見てやると思うんですが、監査も例月がありますので、ご指摘があったかどうかわかりませんが、私はそういうことをやるのは当然だろうと思っておりまして、そういうことが本当にできておるのかと思うわけです。そういうことをきちんとやっていきませんと、なかなかうまく進まない、事業の計画も進んでいかないんじゃないかと思うわけです。それで今申し上げておるわけです。

だから、課長、それやったら聞くんですが、入札減は、例えば資本的支出ですね、何ぼぐらいでしたか。

水道課長 申しわけございません。資料が手元ございません。

- 9 番 それじゃあ、それはまた後でお答えいただくとしまして、先ほどの町長の答弁の中にもあったかと思うんですが、去年もお聞きをしております、給水戸数はふえたが、給水量は減ったということでした。この理由は、どうしてかとお聞きをしております、去年は営業店等で、再利用が盛んに行われておるからだというご答弁だったと記憶しているのですが、私は営業店での再利用というのは、どういうことなかなと思うて、ちょっとよく理解ができませんので、この際、再度、この再利用についてお尋ねします。

水道課長 まず、営業収益のその対比ができる資料を添付しております。水道課資料の2ページをお願いします。これで、昨年と比較をしますと、一般家庭は大きく違いはございません。そして、この比較の増減ということで、一番右につけております。この11月から毎月200万ずつぐらい減ってきておるということは、本年度は、明らかに経済不況による、営業がこの分減ったということで、世界的な経済不況の影響が出ておるのではないかと考えております。

- 9 番 再利用の説明はしていただきましたか、私ちょっと聞き逃しましたんで。

水道課長 再利用につきましては、昨年、そういう答弁をしておりますけれども、普通、水道の給水の方なんで、再利用は大きくされないのではないかと。洗濯機の水をふろの水の再利用ということはあるのではないかと思います。

議長 質疑中でございますが、しばらく休憩いたします。

再開は、14時20分といたします。

◇

休憩 午後1時58分

再開 午後2時20分

◇

議長 会議を再開いたします。

議案第45号、平成20年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、質疑がございましたらどうぞ。

- 9 番 それじゃあ、ちょっとお尋ねすること、内容を変えまして、毎年お尋ねをされ

る項目で未収金、滞納等について少しお尋ねをしたいと思います。

実際に、こういう経済状況になってまいりますと、料金の回収というものは非常に骨の折れる仕事だろうと、また対象が多くなっていくということだろうと思いますが、そんな中で、よく職員の皆さんには頑張ってもらっていると一定の評価はしておるわけですが、ただ、この説明資料の5ページを見ますと、一概にそうも言っておれない。数字があらわしておりまして、未収金の金額がふえておるんですね、19年度よりも。4月中に入ったものは、去年より金額が多くなっておりますけれどもね。ですから、せっかく頑張っておられるんですから、もう一頑張りのところが、私は足らんのやないかと思うんです。

それと、先ほど休憩前にも申し上げました毎月のチェックですね、その辺が甘いのではないかと思います。

これが何ゆえこういうふうになったのか、ちょっとその辺だけ、把握しておられたらお答えください。去年よりふえた理由ですね。

水道課長 昨年よりは、議員言われますように156万6,000円、実質ふえております。ただし、今も議員が言われましたように、4月に入っております。私の手元の資料を言いますと、4月1日227万5,400円、これが1日早く入っておればよかったんですけども、実際、1日ずれたということで、本年は150万円ほどふえておりますけれども、今言いましたように、4月末で、その下にも書いておりますけれども、約400万円弱入っております、昨年と比べますと、かなり頑張ったと。職員全員が頑張ってくれた結果でございます。

9 番 そういうことだろうと思うんですが、同じ説明資料の5ページに、年度別一覧表、未収金の年度別一覧表というのがございますね。これ見てみますと、昭和60年度から平成20年度までずっと並んでおります。平成7年度までは、前年と全然変わっていない、全く同じである、こういう状況です。これまでに、その後ろに不納欠損の、今年度の処分の内容もありますが、私はこの平成7年度までぐらいのところをどうしようとされておるのか、よくわからない。だから、これをどうしようとされているのかということも1点。私はしかるべき方法をとられたらということをおもうんですが、その辺のところ1点と、これまでも何度か大勢の議員がお尋ねだったと思うんですが、料金が支払われない場合に、水をとめるところ、閉栓するところですね、そこまでの時間的な経過とか、手続、それがどういうふうになっているのか、もう一度再確認の意味で答弁をいただきたいと思います。

水道課長 この5ページの資料でいいますと、議員先ほど言われましたけれども、平成5年に1万円減っております。そして平成8年にも4,000円ということで、まあまあ集金に行っておりますけれども、収入はそういう状況です。そして、給水停止のサイクルですけれども、3回分といいますと、半年間、3回分とりますと、給水停止をするというようなことで、給水停止をしますと、例えば5万円の方が全額5万円くれません。例えば、1万円、5,000円、でもやっぱり水を送らなくてはいけないということで、最近は特に全額をお願いしたいというふうなお願ひもするんですけども、なかなか全額の回収は難しいということで、給水停止はかなり行っておりますけれども、入ってくるお金が全額ではないという状況です。

9 番 この間もちょっと産建の委員会のときに私申し上げたんですが、先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、下水道と一緒に集金をするということになってございますね。そうすると、金額が、絶対額が大きくなるということになりますので、そうなりますと、支払いをされる側は、まとまった金額になりま

すので、どうしても支払いが気持ちがあってもしにくくなるということが起こるのではないかと思うんですね。大阪市の場合なんか見ておきますと、毎月請求をして、毎月お支払いいただくということをやっておるようです。ただし、これは事務量とか、人件費等の関連がございますので、やっていただくのであれば、もちろんよく検討してからでないといかんと思うんですが、その辺もよく精査をいただいたらということの一つ提言として申し上げておきたいと思います。

それから、午前中に顕彰会のところで、監事の監査について申し上げました。この水道会計も公営企業で町の監査委員が監査をされておるわけでございますけれども、私が思いますのは、もう少し業務内容、業務の状況がどうかというところの記述が監査の意見書と言われるところにあってしかるべきではないかなと思います。これは一に、9月に町の一般会計の決算があるわけですが、財政の健全化法が実際に働いていくということになりますので、そういう見地から公営企業、ほかの財団法人にしましても、もちむぎ食品センターにしましても、大事であろうと思いますので、そう見地から申し上げておるところです。今の毎月1回というようなものはどういうふうにお考えになりますか、それだけお聞きして終わりたいと思います。

水道課長 説明が漏れましたけれども、毎月督促状と納付書は添付しております。そして、先ほど言いましたように、それが添付しても3回、といいますのは6カ月です。その分を過ぎた時点では給水停止ということで、督促状、納付書つきですけれども、これは毎月出しております。

町長 毎月、これ導入するとき、かなり喧々諤々、2回にするのか、1回にするのかいうのをやりまして、今のところ続いとうわけですね。しかし、改めて今そういう意見を聞いておきますと、そういうことも何するのかなど。導入するときは、ほんとこれ人件費と、それから滞納とを天秤にかけて、いろいろと検討して、今の結論に達してありますが、改めてそういうことも内部でも検討してみたいと思います。しかし、これは必ず月1回にしますということで約束できるかということ、そうでもないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長 ほかにございませんか。

9 番 忘れていました。もう一つだけ、言うときたいことがある。

といいますのは、ここに水道の課長や管理者である町長にお渡しをしてもいいんですが、これは、大阪市の水道局の局長がつくった経営方針です。これ2枚あるんですが、これは、水道だけやなしに、それぞれの局長が課の中でよく協議をしてつくったものでございまして、例えば、20年度だったら何をやるんだというようなことがきちっとここへまとまっておるわけです。この間も、テレビを見ておりましたら、大阪市では、局長の評価は、これを見て、これがどのぐらい達成できておるかということ今度からその評価の中へきちっと入れていくというようなことを報道で言うておりました。

私は、先ほども言いましたように、何が目標なんやということがきちんとして明確にわかって、その目的の達成のために毎月、先ほど顕彰会のところでも申し上げましたけれども、プラン・ドゥー・シーですね、あの辺がきちっと機能してできているということでないといけないと思いますので、ご参考に、一度見ていただいて、ぜひ今年度は間に合わなくても、来年度はこの地域ビジョンというようなものもあるわけですから、これはあくまでも10年間の計画ですので、じゃあ、その10年間のビジョンの中で、毎年それぞれどういうことでやっていくんだとい

うことを、こういうふうにしてまとめていただいたら、町民の皆さんも、我々も非常にわかりやすい。これは、ホームページにそれぞれ大阪市ではきちっとアップしてあります。参考までに申し上げておきます。よろしく願いいたします。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第46号、平成20年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

9 番 先ほどのまとめのところでお話ししたようなことなんですが、この議案第46号の議案書の後ろを見ておりましたら、監査の意見書をつけてということですので、監査の意見書を見せていただきましたら、審査の結果ですね、これも数字だけしか出てないわけですね。業務のあれが出ていません。

この工業用水道は、20年度は監査の指摘も、いろいろ頑張っていたけれども、若干の損失が出ておったというふうなことが、記述がありましたが、これ何年間連続して損失が出ておりますか。

水道課 長 この工業用水道事業の損失でございます。平成16年までは純利益を出しておりました。ところが、17年、18年、19年、20年、この4年間、損失を出しております。

9 番 4年間損失を出しておるということでして、この工業用水道の会計そのものは、資産もありますし、今、この会計がすぐに破綻をしてどうこうということではないわけですが、4年続けて、連続して赤字が出るという事実、これが私は問題だと思うわけです。

監査のご意見にもそういうことが、確かにあったように思います。そうなりますと、監査からはご指摘をしていただいておりますから、企業の管理者の経営責任ということになってくるのではないかと思います。地方公営企業法第7条の2、第7項には、経営責任がきちんと明記をしておりますので、よく熟読をいただきまして、業務の執行、先ほど言いましたように、月次の経営のチェックをやっていただくということを励行していただきたいと思っておりますので、その辺だけ、今後取り組んでいただけるのかどうかだけ、お答えをいただいたらと思います。

町 長 当然、経営責任を持っておりますので、そういった検討はしてまいりたいと思っております。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第47号、平成20年度福崎町水道事業剰余金処分について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第48号、工事請負契約の変更について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、請願第2号、公共工事における賃金等確保法（仮称）の制定など、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める件について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
以上をもって本定例会に付議されましたすべての案件に対する1件ごとの質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

議 長 次の日程は、予めご了承を願っております、議案第43号、議案第44号並びに議案第48号の各案件についてでございますが、委員会付託を省略し、本会議において、ただいまから即決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第43号、議案第44号並びに議案第48号については、本会議において即決することに決定をいたしました。
それでは、討論、採決を行います。
議案第43号、監査委員の選任について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第43号、監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第43号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
次は、議案第44号、中播公平委員会委員の選任について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第44号、中播公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第44号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
次は、議案第48号、工事請負契約の変更について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第48号、工事請負契約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第48号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第4 委員会付託

議

長 次の日程は、委員会付託であります。

それでは、議案第45号から議案第47号までの議案3件、請願第2号をそれぞれの委員会に付託をいたします。

議案第45号、第46号、第47号は、民生常任委員会に、請願第2号は、産業建設常任委員会に、以上のおとり付託をいたします。

よって、民生常任委員会は3件、産業建設常任委員会は1件、以上4件をそれぞれの委員会に付託いたしますので、よろしくお願ひいたします。

議

長 以上で、本定例会2日目の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会することにいたします。皆様、お疲れさまでございました。

散会 午後2時40分